

在宅介護サービス業における
モデル安全衛生規程及び解説

平成17年3月

介護サービス業における安全衛生活動基盤整備委員会

厚生労働省

中央労働災害防止協会

目 次

はじめに	5
第1章 総則	6
第1条 目的	6
第2条 遵守義務	6
第3条 安全衛生方針の表明	7
第4条 安全衛生管理計画	7
第2章 安全衛生管理体制	7
第5条 総括安全衛生管理者	7
第6条 衛生管理者	8
第7条 衛生推進者	9
第8条 衛生スタッフの選任	10
第9条 産業医	11
第10条 地域産業保健センターの活用等	12
第11条 衛生委員会	12
第3章 安全衛生教育	14
第12条 雇い入れ時の教育	14
第13条 定期教育等	14
第4章 健康管理等	15
第14条 一般健康診断等	15
第15条 感染症の予防対策	17
第16条 腰痛予防対策	18
第17条 メンタルヘルス	20
第18条 安全衛生保護具	20
第19条 事務所衛生基準	21
第5章 在宅介護サービス業の安全衛生管理基準	22
第1節 総則	22
第20章 一般的事項	22
第21章 作業手順書の作成	23

第22章	乗用車等運転作業	24
第2節	介護作業	26
第23条	一般的事項	26
第24条	調理作業	26
第25条	入浴介助作業	26
第26条	洗濯作業	27
第27条	掃除作業	28
第28条	食事介助作業	28
第29条	排泄介助作業	29
第30条	外出介助作業	29
第31条	移乗・移動作業	30
第32条	体位変換作業	32
第3節	非定常作業	34
第33条	重量物取扱作業	34
第34条	突発作業	35
第4節	緊急事態への対応	35
第35条	マニュアルの整備	35
第36条	教育訓練の実施	36
第37条	緊急事態発生時の措置	36
第38条	事後措置	38

(資料)

I	安全衛生の基本について	43
II	介護労働者の労働災害	49
III	モデル安全衛生規程及び解説事例等	57
1	安全衛生方針事例	57
2	安全衛生管理計画事例	58
3	在宅介護サービス業の法的安全衛生管理体制等について	59
4	安全衛生会議要領事例	62
5	雇い入れ時の安全衛生教育事例	66
	(付属書1) ヒヤリ・ハット吸い上げ活動について	68
	(付属書2) 危険予知訓練 (KYT) について	70
6	健康診断項目の意味合い	73
7	職場における腰痛予防対策指針 (抜粋)	75
8	介護サービス業における腰痛予防体操 (参考例)	82
9	作業手順書作成要領及び事例	84
10	労働災害防止管理規程事例	90
11	労働者死傷病報告	94
IV	安全衛生チェックリストについて	95
1	安全衛生チェックリストの使い方について	95
2	安全衛生チェックリスト	98

はじめに

1 趣旨

我が国における労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、サービス経済化の進展等に伴い、全産業の死傷者数に占める成長産業（近年の著しい発展が見られる第三次産業）の割合は年々増加し、また、他の産業の死傷者数が減少している中で成長産業では増加していることもあり、早急に労働災害防止対策の促進を図る必要がある。

このような背景を踏まえ、成長産業の一つである在宅介護サービス業についても成長の初期の段階で労働災害の減少を図るため、安全衛生活動への取り組みのための基盤を整備し、在宅介護サービスを行う事業場の自主的な安全衛生活動の促進に資することを目的とする。

2 モデル安全衛生規程の使用方法

事業場が組織的、具体的な安全衛生活動を進めるためには、基本となるルールとして「安全衛生規程」が必要になる。在宅介護サービス業界においても、安全衛生活動に取り組んでいただくために、これを機に、共通的な管理基準として、「在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を作成し、業界としての安全衛生基盤の整備に資することとした。今後、事業場が規程を整備するときは、この規程をモデルとして活用していただきたい。

この規程を実際に使用する場合は、「安全衛生チェックリスト」と併用し、自己診断を行い、現状認識を高めることが大切である。そして、問題点、課題等を整理し、安全衛生管理計画を作成して管理のサイクル、即ち、計画（Plan）→ 実行（Do）→ 評価（Check）→ 改善（Act）のサイクルを回すことが重要であり、それが安全衛生体制の確立につながる事となる。

なお、この規程を作成するにあたっては、次の点に留意した。

- (1) 安全衛生の管理体制に関しては、労働安全衛生法を基本とし、すでに介護保険法等に基づき活動しているものについては、それを活かすようにした。
なお、重複するもののうち重要事項については、一部規程に盛り込んだ。
- (2) 介護作業で関心の高い感染症の予防対策、腰痛予防対策、メンタルヘルス等についても規程の条項として取り上げた。
- (3) この規程を補完する意味で、「安全衛生チェックリスト」では介護作業の部分を中心に、また、具体的な安全衛生活動を進めるための手引きとして役立つよう「在宅介護サービス業における労働災害事例集」を作成した。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、在宅介護サービス業の事業者（以下「事業者」という。）が介護労働者の労働災害の防止及び健康の保持増進に寄与するための事項を定め、もって、職場における安全と健康の確保、快適な職場環境の推進に資することを目的とする。

解説：

- 1 「事業者」とは「事業」の経営主体を表わす労働安全衛生法上の概念であり、具体的には、法人、個人事業者のことです。即ち、介護労働者を雇用して、介護事業を行う者をいいます。
- 2 介護労働者とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理、その他の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービス等に専ら従事する労働者をいいます。
- 3 また、「労働災害」とは、労働者の業務に起因したいわゆる業務上の負傷、疾病、死亡をいい、使用した機械設備に起因するのか労働者の作業行為に起因するのかは、必ずしも条件とはなりません。
- 4 目的を達成するためには、労働災害防止のための基準の確立や安全衛生管理体制の明確化並びに自主的な取り組みが必須となります。

(遵守義務)

第2条 事業者は、この規程を遵守し、労働災害の防止及び介護労働者の健康の保持増進に努めなければならない。

解説：

- 1 労働安全衛生法では、個々の条文において、「事業者は・・・しなければならない(してはならない)」とされています。しかし、同法第122条に、いわゆる「両罰規定」を置いていることから、「事業者」たる法人や個人事業主の他、実際の行為者（何らかの権限が与えられ、災害防止のための措置を行うべき従業員）も罰せられることになります。
したがって、実際には、個々の条文は、「事業者又は事業者から災害防止のために何らかの権限を与えられた従業員は・・・しなければならない(してはならない)」と読み替える必要があります。
- 2 介護労働者は、事業者が講じる労働者の危険防止及び健康障害を防止するための措置に応じて、必要な事項を守る必要があります。

(安全衛生方針の表明)

第3条 事業者は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、安全衛生に関する基本的考え方を安全衛生方針として表明し、これを事業場に掲示する等の方法で介護労働者に周知しなければならない。

解説：

(参考：資料NO. Ⅲ-1)

- 1 職場における安全衛生対策を効果的に進めるためには、介護労働者の協力が不可欠であることから、事業者自らの安全衛生に対する決意を広く介護労働者に知ってもらうことにより、介護労働者の安全衛生に対する意識を高めることが極めて重要です。
- 2 安全衛生方針を労働者に広く知ってもらうためには、経営方針の説明会、安全衛生委員会及び掲示等、自らの事業規模にあった方法で周知することが必要です。

(安全衛生管理計画)

第4条 事業者は、安全衛生管理計画を作成し、これに基づき、労働災害の防止と介護労働者の健康保持増進のための施策を実行しなければならない。

解説：

(参考：資料NO. Ⅲ-2)

- 1 事業者は、事業場の安全衛生水準の向上、災害の減少等を図るために、年度計画、月間目標等を立て、これにより安全衛生活動を計画的に実施することが重要です。
- 2 安全衛生管理計画の作成にあたっては、事業場の安全衛生活動の実施状況や目標の達成度合等を検討し、効果が期待できるものを計画書に盛り込む必要があります。

第2章 安全衛生管理体制

解説：

(参考：資料NO. Ⅲ-3)

- 1 労働安全衛生法では、事業場の規模（常時使用する労働者の数）に応じた安全衛生管理体制の構築を求めています。
- 2 本章では介護サービス業の事業場に求められる安全衛生管理体制を全て網羅していますが、事業場の規模に応じて、必要な条文のみを採用することとして差し支えありません。
- 3 なお、体制を整備（担当者の指名、委員会の設置等）する責任が事業者にあることはいうまでもありません。

(総括安全衛生管理者)【常時1,000人以上の労働者を使用する事業場のみ】

第5条 事業者は、その事業を統括管理する者として総括安全衛生管理者【編注：事業所長、

支社長など、当該事業場の事業を統括管理する者の職名を具体的に示すことが望ましい。】を選任しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、衛生管理者の指揮を行うとともに、次の業務を統括管理しなければならない。

- (1) 介護労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事
- (2) 介護労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関する事
- (3) 健康診断の実施、その他健康の保持増進のための措置に関する事
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事

解説：

1 選任（労働安全衛生法第10条、労働安全衛生規則第2条）

労働災害を防止する責任は、本来事業者にあります。一定の業種、規模以上の事業場には、その事業を統括管理する権限及び責任を有する者（事業所長など）を総括安全衛生管理者として選任する必要があり、介護サービス業では、常時使用する労働者の数が1,000人以上の場合がこれに該当します。

なお、総括安全衛生管理者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく労働基準監督署長に選任報告書を提出しなければなりません。

（衛生管理者）【常時50人以上の労働者を使用する事業場のみ】

第6条 事業者は、法定の資格を有する労働者のうちから衛生管理者を選任し、その者に衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

2 衛生管理者は、衛生に係わる次の技術的事項を管理しなければならない。

- (1) 健康に異常のある者の発見及びその処置に関する事
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関する事
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関する事
- (4) 労働衛生保護具、救急用具、福祉用具等の点検及び整備に関する事
- (5) 労働衛生教育、健康相談等の労働者の健康保持に必要な事項に関する事
- (6) 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関する事
- (7) その他、衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関する事等

3 衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに介護労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

解説：

1 選任（労働安全衛生法第12条、労働安全衛生法施行令第4条、労働安全衛生規則第7条）

衛生管理者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく労働基準監督署長に選任報告書を提出しなければなりません。

なお、選任すべき衛生管理者の人数は、Ⅲ3(3)の表に示されています。

2 資格要件（労働安全衛生規則第10条）

在宅介護サービス業における衛生管理者は、第1種衛生管理者免許、第2種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者又は以下に掲げる者のいずれかから選任する必要があります。なお、免許は、指定試験機関の行う試験に合格した者に与えられます。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 労働衛生コンサルタント
- (4) その他厚生労働大臣が定める者
 - ① 保健士免許を受けた者
 - ② 薬剤師の免許を受けた者
 - ③ その他

3 衛生管理者の巡視及び権限の付与について（労働安全衛生規則第11条）

衛生管理者は、労働衛生管理の要であり、職場を巡視することは、労働衛生管理をする上での基本事項となりますので、事業者は、その職務を遂行するために必要な権限を衛生管理者に付与する必要があります。

なお、介護サービス業における職場は、在宅サービス事業所並びに利用者居宅を意味するため、画一的な施策を導入することはできませんが、衛生管理者が利用者居宅を巡視し、介護労働者の作業環境を把握するとともに、介護技術を観察し指導することが望ましい。

（衛生推進者）【常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のみ】

第7条 事業者は、一定の要件を満たす労働者の中から衛生推進者を選任し、当該衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

2 衛生推進者は、衛生に係わる次の業務を担当しなければならない。

- (1) 健康に異常のある者の発見及びその処置に関すること
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること
- (4) 労働衛生保護具、救急用具、福祉用具等の点検及び整備に関すること
- (5) 労働衛生教育、健康相談等の労働者の健康保持に必要な事項に関すること
- (6) 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること

(7) その他、衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること等

解説：

1 選任（労働安全衛生規則第12条の2、12条の3）

事業場の規模が小さいほど、労働災害の発生率が高い傾向にあり、小規模事業場であっても、適切な安全衛生管理を行うことが極めて重要です。

このため、常時使用する労働者の数が10人以上50人未満の在宅介護サービスの事業場では、衛生推進者を選任する必要があります。

衛生推進者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任しなければなりません。

2 資格要件（昭和63年労働省告示第80号）

衛生推進者は、次の基準により、業務を担当するために必要な能力を有すると認められた次のいずれかの者のうちから選ばなければなりません。

(1) 大学、高等専門学校等等を卒業後1年以上の衛生の実務経験者

(2) 高校を卒業後3年以上の衛生の実務経験者

(3) 5年以上の衛生の実務経験者

(4) 厚生労働省労働基準局長が定める講習修了者

(5) 厚生労働省労働基準局長が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者。

注：実務経験は、必ずしも衛生関係部署における衛生業務に限定するものでなく、ラインの管理又は監督的立場での衛生管理業務、健康診断、衛生教育に係わる事務を行うことも含まれます。

3 職務（安全衛生法第12条の3）

業務は、衛生管理者と同様の内容ですが、一定の衛生の実務経験のある衛生管理者等は文字どおり「管理」する立場であるのに対し、衛生推進者はこれらの業務を「担当」する立場であり、衛生管理は事業者自ら責任をもって行う必要があります。

4 氏名の周知（安全衛生規則第12条の4）

衛生推進者等の選任については、届け出は義務付けられていませんが、事業場において、誰が衛生推進者であるか明示しておく必要があります。

5 衛生推進者を選任する場合は、資格要件との関わりが出てきますが、実態を考え介護保険法の省令基準で定める管理者またはサービス提供責任者と兼任させることも考えられます。

（衛生スタッフの選任）【常時9人以下の労働者を使用する事業場のみ】

第8条 事業者は、衛生にかかわる職務を担当させるため衛生スタッフを選任するように努めなければならない。

解説：

常時9人以下の労働者を使用する事業場については、衛生管理者、衛生推進者等の選任は義務付けられていませんが、事業者自らがすべての安全衛生の業務を行うことが困難な場合には、安全衛生の職務を担当するスタッフを選任し、職務を遂行させることが必要です。

（産業医）【常時50人以上の労働者を使用する事業場のみ】

第9条 事業者は、資格を有する医師のなかから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等の事項をなし得る権限を与えなければならない。

2 産業医は、次の事項を行わなければならない。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- (2) 作業環境の維持に関すること
- (3) 作業の管理に関すること
- (4) (3)に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること
- (5) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- (6) 衛生教育に関すること
- (7) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止の措置に関すること

3 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

解説：

1 選任（労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令第5条、労働安全衛生規則第13条）

産業医は、業種を問わず50人以上規模の事業場に選任の義務があります。在宅介護サービス業の場合は、常時使用する労働者数が1,000人未満である場合は、直接雇用する労働者である必要はありません。なお、選任の事由が発生した日から14日以内に選任しなければいけません。

2 資格要件（労働安全衛生規則第14条）

- (1) 労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した者
- (2) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
- (3) 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師（常勤の者に限る。）の職にあり、又はあった者

3 産業医の定期巡視及び権限の付与（労働安全衛生規則第15条）

専門家として労働者の健康管理等に当たるために必要な権限を産業医に与えることを義務付けているものですが、産業医が利用者居宅を巡視することは実際面で困難ですので、介護労働者との面談等を通じた職務の補完が必要です。

なお、事業者は、産業医から労働者の健康管理について勧告を受けた場合には、これを尊重しなければなりません。（労働安全衛生法第13条）

（地域産業保健センターの活用等）【常時50人未満の労働者を使用する事業場のみ】

第10条 事業者は、労働者の健康の確保を図るため、「地域産業保健センター事業」の利用等により、医師等による介護労働者の健康管理等を行わせるよう努めなければならない。

解説：

産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康確保（労働安全衛生法第13条の2、労働安全衛生規則第15条の2）

産業医の選任の義務のない、常時50人未満の労働者を使用する事業場における労働者の健康の確保を図るため、必要な医学の知識を有する医師等に労働者の健康管理を行わせる努力義務を課しています。

具体的には、労働基準監督署管轄範囲ごとに設けられた地域産業保健センターの利用が挙げられます。

（衛生委員会）【常時50人以上の労働者を使用する事業場のみ】

第11条 事業者は、衛生委員会を設け、毎月1回以上開催するようにしなければならない。

2 衛生委員会の委員は、次の各号の者のうちから事業者が指名した委員をもって構成する。ただし、（1）の委員は一人とし、衛生委員会の議長とする。

（1）総括安全衛生管理者（選任義務がない場合、事業場の事業の実施を統括管理する者）もしくはこれに準ずる者

（2）衛生管理者

（3）産業医

（4）事業場の労働者で、衛生に関し経験を有する者

3 事業者は、議長以外の委員の半数は、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名しなければならない。

4 衛生委員会は、次の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べなければならない。

（1）労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること

- (2) 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事
- (3) 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係わるものに関する事
- (4) 次に掲げる事項等労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
 - ① 衛生に関する規定の作成に関する事
 - ② 衛生教育の実施計画の作成に関する事
 - ③ 法令により行われる有害性の調査、及びその結果に対する対策の樹立に関する事
 - ④ 法令により行われる作業環境測定の結果、及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事
 - ⑤ 定期健康診断、法令による指示を受けて行われる臨時健康診断、法令に基づく自ら受けた健康診断及び法令に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事
 - ⑥ 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事
 - ⑦ 新規に採用する機械等、又は原材料に係わる健康障害の防止に関する事
 - ⑧ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関する事

解説：

(参考：資料NO. Ⅲ-4)

- 1 衛生委員会の設置（労働安全衛生法第18条、労働安全衛生規則第23条の2）

事業場における労働者の健康障害を防止するための基本となる対策事項の審議及び労働者の意見を反映する等の場を設け衛生業務を円滑に遂行するために、衛生委員会を設置します。

衛生委員会を設ける必要のある事業場以外の事業者は、衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聞くための機会を設けなければいけません。

なお、衛生委員会は、業種として設置する義務がありますが、事業場の実態に応じ安全衛生委員会として設置しても差し支えありません。
- 2 労働時間の取り扱い

衛生委員会の開催は、事業者の義務であることから、衛生委員会の会議に要する時間は「労働時間」と解されます。

このため、会議が法定労働時間以外に行われた場合には、事業者は、これに参加した労働者に対し、割増賃金を支払わなければなりません。

第3章 安全衛生教育

(雇い入れ時の教育)

第12条 事業者は、介護労働者を雇い入れ、又は介護労働者の作業内容を変更したときは、当該介護労働者に対し、遅滞なく、当該介護労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な次の事項について、教育を行わなければならない。ただし、当該介護労働者が既に十分な知識及び技能を有していると認められる事項は、省略することができる。

- 1 介護業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- 2 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- 3 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- 4 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

解説：

(参考：資料NO. III-5)

介護労働者に対して行うべき雇い入れ時等の教育の内容は、単に、一般的な安全衛生上の注意に終わることなく、介護労働者が実際に担当する業務に関し、客観的に必要と判断される具体的な内容について、教育を行う必要があります。

なお、ここでいう作業内容の変更とは、訪問介護から通所介護に変更する等の介護サービス業務が変わる場合をさします。

(定期教育等)

第13条 事業者は、介護労働者に対し、介護業務に必要な技能や知識の向上を図るとともに、業務遂行に必要な情報を提供するため、定期的に研修会等を開催しなければならない。

解説：

1 定期教育の実施

定期教育は、介護業務に従事する労働者の必要な技能や知識の向上を図るため、また業務遂行に必要な情報を提供するために行うものです。

所定労働時間内に行うことが原則ですが、法定労働時間外にわたる場合には、割増賃金を支払う必要があります。

- #### 2 定期教育は、事業場内の教育担当者または外部教育機関を利用して計画的に実施することが重要です。特に、訪問介護労働者の業務は、1人でサービスを提供し、「直行直帰」という変則的な勤務形態を取るという特徴があるため、現場での指導が困難な状況にあり、定期教育の重要性は高いと言えます。なお、教育内容については、次のようなものが考えられます。

(1) 専門化する介護の知識や技術に関する事項

- (2) 福祉用具の動向や使い方に関する事項
- (3) 交通安全に関する事項
- (4) 安全衛生意識の高揚に関する事項
- (5) その他

第4章 健康管理等

(一般健康診断等)

第14条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、法令で定める項目について医師による健康診断（雇い入れ時健康診断）を行わなければならない。

2 事業者は、常時使用する労働者に対しては、1年以内ごとに1回定期に、法令で定めた項目について医師による健康診断（定期健康診断）を行わなければならない。

3 事業者は、雇い入れ時健康診断及び定期健康診断を実施したときには、その結果に基づいて、健康診断個人票（労働安全衛生規則様式第5号）を作成し、これを5年間保存するとともに、当該健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、健康診断の結果を通知しなければならない。

4 常時50人以上の労働者を使用する事業場については、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（労働安全衛生規則様式第6号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

解説：

(参考：資料NO. III-6)

1 健康診断の対象者

雇い入れ時健康診断及び定期健康診断の対象となる「常時使用する労働者」には、期間の定めのない労働契約により使用される労働者、期間の定めのある労働契約により使用されるものであって契約期間が1年（一定の有害業務に従事する場合には6ヶ月）以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者で、1週間の所定労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であるパートタイム労働者が該当します。

なお、深夜勤業務に常時従事する労働者に対しては、6ヶ月以内ごとに1回定期健康診断を実施する必要があります。

2 法令で定める雇い入れ時の健康診断の項目（労働安全衛生規則第43条）

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

- (3) 身長、体重、視力及び聴力（1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係わる聴力）の検査
- (4) 胸部エックス線検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 血色素量及び赤血球数の検査（貧血検査）
- (7) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）
血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び
ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査（肝機能検査）
- (8) 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査（血中脂質検査）
- (9) 血糖検査
- (10) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（尿検査）
- (11) 心電図検査

雇い入れた労働者が3ヶ月以内に医師による健康診断を受け健康診断の結果を証明する書面を提出した場合には、実施した健康診断の項目に相当する項目について、雇い入れ時の健康診断を省略することが出来ます。

3 法令で定める定期健康診断の項目（労働安全衛生規則第44条）

- (1) 既往症及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重、視力及び聴力（1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの音に係わる聴力）の検査（※）
- (4) 胸部エックス線検査及びかくたん検査（※）
- (5) 血圧の測定
- (6) 貧血検査（※）
- (7) 肝機能検査（※）
- (8) 血中脂質検査（※）
- (9) 血糖検査（※）
- (10) 尿検査
- (11) 心電図検査（※）

※印の項目については、厚生労働大臣が定める基準（告示）に基づき医師が必要でないと認めるときは、省略することが出来ます。

4 一般健康診断結果の記録の作成（労働安全衛生規則第51条）

- (1) 労働安全衛生規則様式第5号は、健康診断結果を経年的に把握ができる様式となっており、事業者は、これにより健康診断結果を把握し、労働者の健康管理を行うことができます。

(2) プライバシー問題に敏感になるあまり、そもそも健康診断結果について把握することに問題があるのではと心配する向きがあるかも知れませんが、労働安全衛生法では、事業者健康診断結果を記録させ、労働者の健康管理を適正に行うことを求めています。なお、知り得た健康診断結果の内容を、知る必要のない第三者に対し知らせてならないことは言うまでもありません。

5 一般健康診断の結果の通知（労働安全衛生法第66条の6）

(1) 定期健康診断結果報告書によると、平成15年は、47.3%の労働者が何らかの所見を有しており、近年増加している脳・心臓疾患の予防、悪化の防止を図るためには、労働者自身の自主的な健康管理が不可欠であることから、事業者健康診断の結果について労働者への通知を義務付けています。

(2) 健康診断結果の通知の方法としては、健康診断実施機関等から報告された個人用の結果報告書を各労働者に配布する方法、健康診断個人票のうち必要な部分の写しを各労働者に示す方法があります。

6 健康診断実施後の措置（労働安全衛生法第66条の5）

医師等の診断結果については、意見をよく勘案し、措置をとる必要があると認められるときは、就業場所、作業の転換、労働時間の短縮等の措置をとる必要があります。

（感染症の予防対策）

第15条 事業者は、介護業務に従事する介護労働者を感染症から保護し、かつ、利用者への感染を防止するため、日常的に介護労働者の健康管理等を実施するとともに、感染症の予防の措置を取らなければならない。

解説：

1 主な感染症には、次のようなものがあります。

(1) MRSA（メチシリン耐性黄色ぶどう球菌）

(2) 皮膚感染疾患（疥癬、白癬、とびひ）

(3) 肺炎

(4) 肝炎

(5) 結核

(6) インフルエンザ（流行性感冒）

(7) その他

2 介護業務に従事する場合、人の血液や体液、分泌液また排泄物等は、感染の危険があると考えする必要があります。したがって、介護時は、手袋、マスク、エプロン等適切な保護具を着用するようにしてください。

- 3 感染の予防にあたっては、次のような基本事項を実行することです。
 - (1) 仕事をはじめる前に「手洗い」「うがい」を励行する。
 - (2) 仕事を終え帰宅するときも「手洗い」「うがい」を励行する。
 - (3) 介護者は、日常、手を傷つけないように留意する。
 - (4) 感染源となる汚物を取り扱うときはゴム手袋を着用する。
 - (5) ツメは、普段から短くしておく。
 - (6) その他
- 4 要介護者が感染者のときは、次の点に留意し介護を行ってください。
 - (1) 訪問したら「手洗い」をしたあと、専用のガウンを着る。
 - (2) 菌で汚染された排泄物を取り扱ったときは、そのつど「手洗い」をする。
 - (3) 帰宅時には、「手洗い」と「うがい」をし、ガウンを中表にたたみ、所定の場所に置く。再度「手洗い」をし、「うがい」をしてから帰宅する。
 - (4) 痰から菌が排出されているおそれがあるときは、マスクを使用する。

(腰痛予防対策)

第16条 事業者は、要介護者の入浴・排泄等の介助作業や移乗関連用具での介助作業においては、急激な身体の移動をなくし、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担がかからない作業姿勢で行わせることとし、次の事項について配慮しなければならない。

- 1 腰痛予防の教育を事前に実施すること
- 2 作業前に準備体操を行うこと
- 3 福祉用具を極力利用すること
- 4 利用者の体重によっては、二人作業や移乗関連用具の活用を検討すること

解説： (参考：資料NO. Ⅲ-7、8)

- 1 腰部に負担のかかる「入浴介助」「移動介助」「排泄介助」等の介助作業を行うときは、急激な身体の移動をなくし、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担をかけない姿勢で行うようにしてください。
- 2 利用者の体重が過重の場合は、二人作業の検討や移乗関連用具を活用するようにしてください。

なお、腰痛は、介護労働者の移乗技術と福祉器具の使用によっても影響を受けますので注意が必要です。
- 3 厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針(平6.9.6基発第547号)」を策定し、介護作業についても腰痛予防を図るための普及活動に努めています。この中で一般的な腰痛予防対策として示されている具体的な例は次の通りです。介護労働者に、すべてが、適用できるものではありませんが、参考にしてください。

作業管理分野	内容
1 自動化、省力化	① 作業の全部又は一部の自動化又は機械化の推進 ② 適切な補助機器等の導入
2 作業姿勢、動作	① 不自然な姿勢の改善 ② 長時間の同一姿勢の回避 ③ 腰部に負担のかかる動作の改善 ④ 急激な動作の回避 ⑤ 持ち上げる動作時の注意 ⑥ 不意なひねりの回避
3 作業標準	① 性別、年齢、経験等を考慮 ② 適正な作業密度、作業強度、作業量による作業標準の策定 ③ 夜勤、交代制及び不規則勤務への配慮
4 休憩	① 小休止や休息による腰部筋緊張の緩和 ② 快適な環境の休憩設備の確保
5 作業環境	① 適切な温度や設備の確保 ② 適切な照度の確保 ③ 凸凹や段差が無く滑りにくい作業床面の整備 ④ 十分な作業空間の確保 ⑤ 労働者に合わせた設備の配置
6 健康診断	① 配置前の健康診断の実施 ② 定期健康診断の実施 ③ 診断結果による作業環境及び作業方法の改善
7 体操	① 作業前の体操の実施 ② 腰痛予防体操の実施
8 労働衛生教育	① 配置する際の労働衛生教育の実施 ② 産業医等による講義や小グループ指導の実施 ③ バランスのとれた食事の摂取や十分な睡眠に対する配慮等の措置

また、この指針の中では、腰痛の発生が比較的多い作業の一つとして、「重症心身障害児施設等における介護作業」の予防対策が示されていますので、資料Ⅲ－7を参照してください。

4 腰痛予防体操は、筋肉、靭帯、関節の動きを維持増進し、血液の循環を促進します。このたび、介護作業労働者の作業を考慮した、特別な腰痛予防体操を創りました。体操の基本は、ストレッチ及び関節を動かすことに力点を置いています。体操の要領を習得し、介護作業の開始前やちょっとした時間を使って、気軽に実践してください。

なお、作業前の体操は、眠っている「筋肉」や「関節」を目覚めさせることに狙いがあります。体操は、「立って」「座って」「床で」いずれの方法でも自分にあったものを選んで実施してください。

(メンタルヘルス)

第17条 事業者は、介護労働者が職場、利用者、その家族等の人間関係・長時間労働等から生ずるストレスに対処できるよう支援等を行うとともに、職場環境等の改善、介護労働者に相談対応等を行うなど継続的かつ計画的に心の健康の保持増進を図らなければならない。

解説：

- 1 介護労働者は、職場の上司・同僚、利用者そしてその家族等人間関係の複雑な渦中に居り、ストレスの蓄積しやすい環境にあります。特に、訪問介護員は、1人作業が多く、このストレスが精神的な疲労となり、健康を阻害することになります。
- 2 厚生労働省では、「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」(平12.8.9)」を策定し、事業者が行うことが望ましいメンタルヘルスの原則的な実施方法について総合的に示しております。まずは、各事業場が実施できる部分から取り組んでいくことが重要です。指針の内容は、次の通りです。

- 1 メンタルヘルスの基本的な考え方
 - (1) 事業場におけるメンタルヘルスケアの重要性
 - (2) メンタルヘルスケアの推進にあたっての留意事項
 - ① 心の健康問題の特性
 - ② 個人のプライバシーへの配慮
 - ③ 人事労務管理との関係
 - ④ 家庭、個人生活等の職場以外の問題
- 2 心の健康づくり計画
- 3 メンタルヘルスケアの具体的進め方
 - (1) セルフケア
 - (2) ラインによるケア
 - (3) 事業場内産業保健スタッフ等によるケア
 - (4) 事業場外資源によるケア

- 3 事業者は、介護労働者の悩みや相談を気軽にできるような環境づくりに取り組む必要があります。特に、介護労働者は、直行直帰の勤務形態が多く、事業場に寄る機会が少なくなりがちです。事業所内に、相談コーナーや介護労働者同士が気軽に話し合いができる場所等の場作りに取り組む必要があります。

(安全衛生保護具)

第18条 事業者は、介護作業に必要な保護衣、保護手袋等適切な保護具を備え、当該業務に従事する介護労働者に適切な保護具を使用させなければならない。

- 2 保護具は、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に

保持するとともに、使用によって、労働者に疾病感染等のおそれがあるときは、各人専用のものを備え、又は疾病を予防する措置を講じなければならない。

- 3 介護労働者は、保護具着用を命じられたときは、これを着用しなければならない。
また、保護具の衛生的な管理に努めなければならない。

解説：

在宅介護サービス業における使用保護具は、下記を標準とします。

区分	上着	ズボン	シャツ	エプロン	保護手袋	ベルト 腰部保護
調理作業	○	○	○	○		
洗濯作業	○	○	○	○		
掃除作業	○	○	○	○	○	
食事介助作業	○	○	○	○	○	
排泄介助作業	○	○	○		○	○
外出介助作業	○	○	○			○

- 作業衣は上着、ズボン、シャツ、エプロンとし、シャツは極力長袖を着用する。
- 保護手袋は、ビニール手袋、ゴム手袋等作業に適切なものを使用すること。

(事務所衛生基準)

第19条 事業者は、労働者を常時就業させる場所については、換気及び照度等について適切な措置を講じなければならない。

- 1 室内の照度は、作業区分に応じ次表の通りとし、採光及び照明の明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によること。なお、照明設備は、6ヶ月以内にごとに定期点検をすること

作業の区分	基準
精密な作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

- 2 負傷者の手当てに必要な救急用具等を備え、備え付けの場所及び使用方法について介護労働者に周知すること
- 3 事務所内では、介護労働者の受動喫煙防止と快適な職場環境の形成を促進する観点から、喫煙対策に努めること

解説：

(事務所衛生基準規則を適用)

- 1 救急用具は、次のものを準備し、清潔に保持する必要があります。
 - (1) ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
 - (2) 火傷のおそれがある場合は、火傷薬
- 2 労働者は、事務所の清潔に注意し、廃棄物は定められた場所で保管管理する必要があります。
- 3 職場における喫煙対策については、厚生労働省が平成15年5月1日に施行した「健康増進法」において事務所等を管理するものに対し、受動喫煙防止対策に取り組むことが努力義務化されました。そのための具体的なものとして、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が策定されました。

第5章 在宅介護サービス業の安全衛生管理基準

第1節 総則

(一般的事項)

第20条 事業者は、介護労働者の安全衛生を確保することが介護活動の基本であり、快適な職場環境の実現につながることを認識し、次の事項に留意しなければならない。

- 1 利用者居宅の整理、整頓、清掃、清潔に心がけると共に、常に安全な状態で作業を行えるようにすること
- 2 介護作業に応じて、保護手袋、作業衣等適切な保護具を決め着用すること
- 3 福祉用具の清掃、点検又は修理の作業を行うときは、用具に応じ、電源を切る等の措置を施し、また作業域を確保して作業を行うこと
- 4 福祉用具の利用開始前に点検を行うこと。また、使用後は放置せずに、整理整頓に努め、定められた場所に保管すること
- 5 福祉用具や環境に合った作業方法と手順を定めた作業手順書を作成し、安全な作業を行えるようにすること
- 6 介護労働者の体調に注意し、体調の悪い場合については、軽作業への変更等配置替えをすること
- 7 介護労働者には、介護労働に関する安全衛生についての教育を、定期的に実施すること
- 8 介護作業に先立ち準備体操を行うこと、また、作業の中間に、労働の負荷に応じて適切な休憩及び休息をとること

解説：

1 5 Sの実施

職場における安全衛生活動の基本は、一般的に、整理（S e i r i）・整頓（S e i t o n）・清掃（S e i s o u）・清潔（S e i k e t s u）・躰（S i t s u k e）のいわゆる5 Sを励行し、決めたことをしっかり守ることで。ここでは、躰を除いた4 Sにしていますが、要は、帰るときには、利用者宅を伺ったときの最初の状態を少なくとも維持しておくということです。

また、介護作業では、転倒防止の観点からも、次のようなことに留意する必要があります。

- (1) 床面が濡れていないか
- (2) 尿等で濡れたままで放置していないか
- (3) 福祉器具を放置していないか
- (4) 作業範囲に障害物がないか
- (5) 浴室等は滑りやすすくないか

2 安全の3原則

「5 Sの実施」「点検整備の励行」「標準作業の遵守」は、安全確保をする上で最も重要なことです。これらを安全の3原則と言います。

3 福祉用具の活用にあたって

福祉用具は、利用者の自立を支援し、かつ介護労働者の負担の軽減につながるものでなければなりません。また、利用者が福祉用具を取り扱うことができない場合は、介護労働者がその代替をすることになります。

したがって、その福祉用具が利用目的にあっていないのか、介護状態に適しているものか、使用にあたって、また、操作する上で安全上に問題がないかよく確認することが必要です。

（作業手順書の作成）

第21条 事業者は、介護作業を円滑に進め安全を確保するために、介護作業ごとに、作業の順序を明確にし、手順ごとに熟練を要する点や安全の要点等を定めた作業手順書を作成しなければならない。

解説：

（参考：資料NO. Ⅲ-9）

1 作業手順書は、「ムリ」（介護作業時の不安全動作・行動）「ムダ」（介護作業が非効率的）「ムラ」（介護作業のバラツキ）のない介護作業を追求し、安全な介護作業を効率よく行うために作成するものです。介護労働者は、これにより作業を行うことが原則です。日々の作業では、既存の作業手順書だけでは、不十分な場合もあり、改善をした時や変更したときは、その都度改訂することが大事です。

- 2 作業手順書は、まず、作業を分類したマスター表を作成し、優先度を順位付けし作成することが大事です。作成者は、衛生推進者、サービス提供責任者等が望ましく、作成後は、介護労働者に教育することが大事です。
- 3 作業手順書には、次の事項を明記するようにしてください。
 - (1) 基本事項としての、作業名、作業人員、福祉用具、資格、保護具等
 - (2) 介護作業のステップと安全確保のための急所及び予想される危険
- 4 作業手順書は、作成した後に手順どおり活用できるかどうかを確認することが大事です。不具合があれば改訂し、事故や災害が発生したとき、福祉用具が変わったとき等に見直しを行うことが必要です。少なくとも、年に1回は、見直しを行いましょう。
- 5 既に、介護作業の作業手順書を作成し整備している場合は、安全衛生関係に関する事項に抜けがないかをチェックしていただき、不足する部分を追加していただければ十分で、新規に作成する必要はありません。

(乗用車等運転作業)

第22条 事業者は、介護労働に使用する事業場の乗用車等の取り扱いに際しては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 必要な資格を有するものに運転、操作させること。また、運転免許証の携帯や車検証等の備え付けを確認すること
 - 2 車両の日常点検を実施すること
 - 3 車両は、常に整理、整頓、清掃に留意すること
 - 4 介護等のために運転するときは、車両使用届けを出させること
 - 5 個人が所有する乗用車等を業務用に使用する場合は、事前に届けさせ許可を与え使用させること
- 2 介護労働に使用する自転車についても、自動車と同様に管理すること

解説：

車両を運行する際には、道路交通法や道路法の法令遵守が求められます。また、事業場においても、安全衛生委員会等で交通災害防止に積極的な取り組みを行う必要があります。

1 道路交通法

道路における危険の防止、交通の安全と円滑を図り、道路交通に起因する障害の防止を目的としています。その中には自動車の種類、乗車人員、積載物の重量、積載の方法、使用者の義務、安全運転管理者、運転免許等が規定されています。所轄官庁は警察庁となっています。なお、この法律は、自転車についても軽車両として適用されます。

2 道路法

道路に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全等を目的としています。

また、これを受けて道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため車両についての制限を規定したものが車両制限令です。この中には車両の大きさ、重量等が規定されています。所轄官庁は国土交通省です。

3 交通労働災害の防止のためのガイドライン骨子

(厚生労働省 基発第83号の2 平成6年2月18日)

交通労働災害(自動車等の交通事故による労働災害)は、業務との密接な関係の中で発生するものであり、これを防止するためには、単に自動車等の運転を行う労働者に交通法規の遵守を求めるだけでなく、事業者が、自主的に一般の労働災害と同様に、総合的かつ組織的にその防止対策に取り組むべきである旨を指針として策定したものであり、下記のような内容で構成されています。

- (1) 交通労働災害防止のための管理体制
- (2) 走行管理
- (3) 教育
- (4) 健康管理
- (5) 意識の高揚

4 交通事故発生への対処

交通労働災害(交通事故)が発生した場合には、負傷者の救護や警察署への通報は真っ先にやらなければなりません。後日の事故処理を円滑にするため、直前の運行速度、ブレーキを掛けた位置、停車位置等について、可能な範囲で記録しておくことも大事です。

5 自転車事故の防止

介護作業では、車と同様に自転車を利用していますが、多くの方が交通事故に巻き込まれています。数値的に見てみますと、全交通事故死亡者に占める自転車事故は、11.9%(平成14年)です。自転車の運転についても自動車と同様に注意する必要があります。ちなみに、自転車事故の主な違反は、次のとおりです。

- (1) 安全不確認
- (2) 一時不停止
- (3) 信号無視
- (4) ハンドル操作
- (5) 交差点安全進行義務違反

第2節 介護作業

(一般的事項)

第23条 介護労働者は、介護作業にあたっては常に安全衛生を確保することが基本であることを認識し、次の事項に留意しなければならない。

- 1 利用者及び介護労働者の安全衛生の確保を図ること
- 2 福祉用具の使用にあたっては、介護作業開始前に点検を実施すること
- 3 福祉用具は、利用者および介護労働者の双方にとって、負担を軽減できるものを選定すること
- 4 乗用車等の利用にあたっては、交通事故の防止に努めること
- 5 新しい福祉用具に関しては、製品を安全に使用するための情報を介護労働者に提供すること

解説：

- 1 介護作業は、利用者宅での作業が主になります。調理器具、掃除機、福祉用具等を使用することになりますが、普段家庭で使っているものとは、使い勝手が異なってきますので、使用する前によく確認することが大切です。
また、住環境等についても確認しておくことが大切です。

(調理作業)

第24条 介護労働者は、調理等の作業をするときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 包丁等の調理器具、電子レンジ、食器洗浄器、乾燥機等の器具を適切に取り扱うこと
- 2 食器類を丁寧に取り扱うこと
- 3 利用者宅のガス器具等の取り扱い時は、換気と火気管理を行うこと
- 4 食材に対する衛生面・食中毒に関する知識を持ち管理を行うこと
- 5 手指に関しては、常に清潔に努め、傷を負っているときは、保護手袋を使用すること

(入浴介助作業)

第25条 介護労働者は、入浴介助の作業をするときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 入浴関連用具に関する取り扱いの知識を持ち、利用者の要介護度状態に応じ、正しい選択と操作を行うこと
 - (1) 浴槽用簡易手すりを取り付ける時は、浴槽の淵に確実に締め付けること
 - (2) バスボードのストッパーは、浴槽の淵にしっかりかけること

- (3) 浴槽に使用する滑り止めマットは、確実に吸着させること
- (4) シャワーキャリーを停止させるときは、ブレーキをかけること
- 2 利用者宅の給湯器の操作を確実に行うこと
- 3 利用者の身体の状態に合った移動・移乗作業を行うこと
- 4 利用者の居住場所と浴室の関係を把握し、安全な移動経路と移動方法を決めること
- 5 踏み台の代わりに浴槽内いすを使用しないこと
- 6 石鹸を使用するときには、滑ることを念頭に、取り扱い、保管方法に留意すること

解説：

- 1 入浴関連用具とその使用時のポイントは次の通りです。

入浴関連用具	注意事項
シャワーチェアー	・ 脚のゴムチップに欠損がないこと
シャワーキャリー	・ キャスターにブレーキがあること ・ 車輪の取り付けに緩みがないこと
バスボード	・ 浴槽の幅にあったものを使用すること ・ ストッパーの作動が円滑であること
入浴台	・ 高さは、浴槽の高さにあわせること ・ 固定用フックは緩みがないこと
バスアーム	・ 浴槽の淵にねじ等で確実に締めること
浴槽内いす	・ 踏み台の代わりにしないこと ・ 浴槽底面に固定できること
踏み台	・ 浴槽内いすの代わりにしないこと
浴槽用簡易手すり	・ 利用者に合った位置に取り付けてあること ・ 縁に固定するときには、レバーやねじに緩みがないこと
マット、スノコ類	・ 汚れがないこと。

(洗濯作業)

第26条 介護労働者は、洗濯作業をするときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 洗濯機や洗剤の知識を有し、操作及び点検を行うこと
- 2 回転中のドラムに手を入れないこと
- 3 洗濯物の運搬は、5kg以下になるようにすること
- 4 洗濯物の物干しや取り込み時は、足場の確認や物干し竿の落下防止に留意すること

(掃除作業)

第27条 介護労働者は、掃除作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 掃除用具や洗剤の知識を有し、操作および点検を行うこと
- 2 掃除に応じ適切な保護具を使用すること
- 3 掃除時に脚立等を使用する場合は、開き止め、脚部の滑り止めキャップ等に異常がないことを確認して使用すること
- 4 掃除時は、床材の材質や表面の状態、及び、段差等に留意すること

解説：

- 1 洗剤は、用途に応じ多種多様ものが市販されています。購入や備え付けられている洗剤の使用にあたっては、ラベル表示の成分、使用方法、使用量等の注意事項をよく確認し使用してください。
- 2 塩素系や酸性洗剤の使用にあたっての注意事項
 - (1) カビ取り用洗剤は、皮膚に触れたり、眼に入った場合は危険です。直ちに、流水で洗浄または洗眼する必要があります。
 - (2) 使用中は、換気を行ってください。
 - (3) 酸性の洗浄剤とアルカリ洗浄剤及び酸性の洗浄剤と塩素系漂白剤の併用は、危険な塩素ガスが発生するので混ぜてはいけません。

(食事介助作業)

第28条 介護労働者は、食事介助作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 自助具等の知識を有し、適切な介助にあたること
- 2 食事場所への介助移動並びに食事介助を行うこと
- 3 食品及び調理品の衛生確保に留意し、食中毒を発生させないようにすること
- 4 起居関連用具としての電動ギャッチベッド等の操作を適切に行うこと

解説：

- 1 食事の介助にあたっては、介護に先立ち、利用者の咀嚼・嚥下機能を認識し、誤嚥・窒息等の緊急事態を防ぐことが大事です。
- 2 なお、起居関連用具としての電動ギャッチベッド、サイドレール等を操作するときは、次の点に留意してください。
 - (1) 上昇及び下降時に異音が発生していないか
 - (2) 可動部に異物等が付着していないか
 - (3) 操作ボタンの表示が鮮明になっているか
 - (4) キャスターのブレーキの効き具合はよいか
 - (5) サイドレールは確実に取り付けられているか
 - (6) サイドレールに亀裂や曲がりがないか

(排泄介助作業)

第29条 介護労働者は、排泄介助作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 排泄関連用具や起居関連用具の取り扱いに関する知識をもち、操作及び点検を行うこと
- 2 利用者の身体状況に応じた移動介助、体位交換等を行うこと
- 3 介助にあたっては、適切な保護具を使用すること
- 4 おむつ交換や体位変換時は、ベッドの高さを介護作業のしやすい高さで行うこと
- 5 汚物処理時は、適切に処理するとともに保護手袋を使用すること

解説：

- 1 排せつ方法には、トイレでの排せつ、ポータブルトイレ使用による排せつ、オムツを使用した排せつ等がありますが、介護にあたっては、介護者が疲れにくく安全を考えた介助が大事です。
- 2 介助作業に使用する福祉用具は、ポータブルトイレ、変換便座、電動補助便座等があります。これらの使用方法や点検の知識が必要になります。

福祉用具	注意事項
ポータブルトイレ	<ul style="list-style-type: none">・便座とベッド高さを合わせること。・健側から乗り移れる位置におくこと。・便器関係は、割れ・ひびいり等がないこと。・便器を固定しているボルトやナットに緩みがないこと。
変換便座	<ul style="list-style-type: none">・利用者の高さに合わせること。
補高便座	<ul style="list-style-type: none">・便座と確実に取り付けてあること。
移乗用ボード	<ul style="list-style-type: none">・座面に亀裂や外傷等がないこと。

(外出介助作業)

第30条 介護労働者は、外出介助作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 移動関連用具の取り扱いに関する知識を持ち、操作及び点検を行うこと

(1) 車いす

- ① 乗降時のブレーキの掛かり具合の確認
- ② 車いすのタイヤの圧力状態の確認
- ③ ベッドから車いすへの移乗技術
- ④ 車いすでの段差移乗の技術
- ⑤ 急坂では、後方に注意しながらバックで運転すること
- ⑥ 車いす等を停止させている場合は、必ずブレーキをかけること

(2) 電動車いす

- ① 法定速度を遵守すること
- ② バッテリーの充電度は、事前に確認をすること

(3) 歩行車

- ① ブレーキの効き具合
- ② 歩行車の押し手高さと言介護者の位置関係の適否

- 2 利用者の身体状況並びに利用者宅の環境に対応した移動介助、車の乗降介助、排泄介助等を行うこと
- 3 外出時には、戸締りや火元の確認を行うこと
- 4 外出するときは、事前にコース、時間、交通手段、トイレの有無等について確認を行うこと

解説：

外出する場合は、利用者の安全確保を念頭に行動する必要があります。

- 1 車いす、杖、歩行器等の福祉器具は、事前に点検し正常な状態で使用するようになければいけません。
- 2 室内から屋外に出るときは、移動周辺の障害物、段差、照明等の環境に留意し、安全な状態を確保してください。
- 3 路上の移動介助では、道路状況や車両の走行状態をチェックすることはもちろん、介助にあたっては、車イスのスピード、ブレーキをかける時等に配慮しなければなりません。
- 4 車いすは、歩行者として取り扱われます。車道は、絶対に通っては行けません。また、横断歩道を渡るときは、点滅時は避け、「青」になってから渡るようにしてください。
- 5 車いすを広げたりたたんだりするときは、アームレスト等で手を挟んだりする場合がありますので取り扱い時には気をつけてください。

(移乗・移動作業)

第31条 介護労働者は、移乗・移動作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

- 1 移動作業の基本は、利用者の身体的条件を良く確認し、適切な方法を取ること
 - (1) 杖の先端ゴムチップは、磨耗が激しくなく、かつ硬化してない物を使用させること
 - (2) 歩行器は、段差や路上等使用環境にあったものとする
 - (3) 歩行車は、利用者の押し手の高さが合っていること、及びブレーキの制御が容易であること

2 リフトを使用して移乗作業を行う場合は、次の点に留意すること

用具種類	留意点
床走行リフト	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護者を吊りあげたまま、目的以外の移動をしないこと 2 吊り具をハンガーに引っ掛けるときは、掛かり具合の点検を確実に行うこと 3 吊り上げているときは、脚部を広げたままにさせること 4 要介護者が搭乗しているときは、リフト車輪のロックをかけないこと 5 方向転換は、ハンドルを手前に引くこと（押し回しでは行わないこと）
壁面設置型リフト	<ol style="list-style-type: none"> 1 吊り具をハンガーに引っ掛けるときは、掛かり具合の点検を確実に行うこと 2 吊り上げるときは、アーム先端と利用者の重心位置を同心にすること 3 車いすから引き上げるときは、車いすのブレーキを外して行うこと 4 アームの回転半径内に障害物を置かないこと
据置型リフト	<ol style="list-style-type: none"> 1 吊り具をハンガーに引っ掛けるときは、掛かり具合の点検を確実に行うこと 2 吊り上げるときは、レールの真下で本体が走行可能なところで行うこと 3 車いすに移乗させるときは、車いすにブレーキをかけること

3 リフトに使用する吊り具は、傷、変形、切れ等がないものを使用すること

解説：

- 1 移乗用具を使用するときは、利用者の使用時の不安感を払拭することが大事です。特に、リフトで吊り上げるときは、体が座面から離れる状態で一度停止し、吊り具で身体が圧迫されていないか等の状態を確認したり、要介護者に声をかけることが大事です。
- 2 リフト使用での移乗作業では、要介護者の残存能力を考慮し、吊り具（スリング）からの転落防止、身体的疲労の軽減に努める必要があります。
 - (1) 股関節の機能や肩の筋力に問題がないか
 - (2) 身体的能力に問題がないか
 - ① 骨粗そう症になっていないか
 - ② 脳性麻痺になっていないか

③ その他予想される障害がないか

3 移動用・移乗用関連用具とその使用時の点検ポイントは次の通りです。

(1) 移動用関連用具

移動用関連用具	点検ポイント
杖	<ul style="list-style-type: none"> ・先端ゴムチップ（滑り止めゴム）の磨耗状態 ・T字型杖の場合、取り付け根部の緩み
ロフトランドクラッチ	<ul style="list-style-type: none"> ・先端のゴムチップの磨耗状態 ・使用時の前腕受けの高さ
歩行器	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴムチップの磨耗状態 ・フレーム連結部の結合状態
歩行車	<ul style="list-style-type: none"> ・車輪の磨耗・破損状態・回転具合等 ・ブレーキの制御状態

(2) 移乗用関連用具

移乗用関連用具	点検ポイント
床走行リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・キャスターの回転具合 ・車輪ロックの効き具合 ・車輪の給油・異物の付着状態
壁面設置型リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト支柱の取り付け部の緩み有無 ・吊り具およびハンガーの異常の有無
据置型リフト	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト支柱の取り付け部の緩み有無 ・吊り具およびハンガーの異常の有無 ・レール支持部の取り付け状態
リフト用吊り具	<ul style="list-style-type: none"> ・傷、変形、切れ等、外観の異常の有無

(体位変換作業)

第32条 介護労働者は、体位変換作業を行うときは、次の事項に留意しなければならない。

1 介護労働者自身の姿勢の安定を図ること

- (1) 重心を低くする
- (2) ひざを曲げる
- (3) 利用者にできる限り接近する
- (4) 両手・両足の力のバランスを取る

2 利用者への対応

- (1) 事前に説明を行うこと
- (2) ひざ関節を曲げてもらう、ひざを立ててもらおう等利用者の協力を得るようにすること

解説：第2節 介護作業全般

- 1 介護作業では、介護に関する正しい知識を持ち、利用者の身体の状態に合った介護を行うことが大事です。利用者の安全を確保できて、はじめて、自らの安全を確保することにつながります。安全を確保できなければ、介護労働者が二次災害を負う可能性があります。
- 2 介護労働者の労働災害は、交通災害を除くと、介護作業中における動作の反動や無理な動作が40%、転倒災害が30%を占め、この二つで全体の70%となります。
- 3 福祉用具は、利用者の日常生活の便宜を図り、かつ、機能訓練を図るための用具です。福祉用具の活用は、介護負担の減少、事故の未然防止また介護労働者の負担軽減にもなります。したがって、介護労働者には、福祉用具に対し次の事項が要求されます。
 - (1) 福祉用具の正しい使用技術
 - (2) 利用者にあった福祉用具の調整技術
 - (3) 福祉用具の適正な選択知識
 - (4) 福祉用具の安全点検の実施
- 4 その他
ここでは、介助作業に使用する代表的な福祉用具について説明してきましたが、その他にも多くの福祉用具があります。また、福祉用具の開発により新たなものも登場してきます。
これらについては、それぞれの事業場で安全上のポイントを含めた作業指示書や取扱書を作成し、定期的に介護労働者に教育をして下さい。

第3節 非定常作業

(重量物取扱作業)

第33条 介護労働者は、介護作業で付帯的に発生する重量物を取り扱う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 重量物を取り扱うときは、軽く準備体操を行うこと
- 2 重量物を取り扱う場合は、腰部に負担のかからない作業姿勢で行うこと

解説：

重量物を取り扱う必要性が発生した場合は、腰痛防止の観点より、次の事項に取り組んでください。

1 重量物取り扱いに関して

(1) 1人作業で重量物を移動出来るかどうかの判断を行い、無理な場合は二人で行うようにすることや、事前に要介護者の家族の方に措置していただくようにする。

2 重量物の取り扱い重量

(1) 18歳以上の男子作業者が人力のみにより取り扱う重量は、55kg以下にする。

(2) 作業者が、常時人力のみにより取り扱う場合の重量は、男子作業者の場合体重のおおむね40%以下となるように努める。女子作業者の場合は、男子作業者の60%以下となるようにする。

(3) 労働基準法（女性労働基準規則）で定める重量物は、妊婦、産婦、一般成人女性とも次のように規制されています。

年齢	重量（単位、kg），以下	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	12	8
満16歳以上 満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

3 作業姿勢・動作

重量物を取り扱う時は、急激な身体の移動をなくし、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担がかからない姿勢で行う。

(突発作業)

第34条 介護労働者は、突発作業が生じたときは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 介護中に発生が予測されるものについては、事前に対応措置を決めておくこと
- 2 福祉用具の点検中に発見した異常個所については、その場で処置するか使用禁止等の措置を取ること

解説：

1 突発作業の定義

突発作業とは、介護中に予測しなかった作業の発生や利用者が保有する福祉用具点検中に発見した措置作業等をいいます。

2 福祉用具の異状措置について

事業者は、介護先の福祉器具に破損等の異常があった場合の措置について、事前に介護労働者に説明しておく必要があります。

また、その情報を利用者及び家族の方に知らせることも大切です。

第4節 緊急事態への対応

(マニュアルの整備)

第35条 事業者は、あらかじめ想定される緊急事態が発生した場合に対応するため、緊急事態対応マニュアルを作成するとともに、その体制を整備しなければならない。

解説：

- 1 ここでいう、想定される緊急事態とは、次のような災害を言います。
 - (1) 訪問介護時に、利用者に病状の急変が生じたとき
 - (2) 人的災害としての火災、爆発、交通事故での死亡等の重大労働災害等
 - (3) 自然災害としての地震、台風、洪水、雷等
- 2 事故、災害は、予測できず突発的に起こります。その時は、気が動転し冷静な判断と行動が取れません。緊急事態対応マニュアルには、できるかぎり具体的な事項を定めたものを作成し、それに基づいた体制を整備しておくことが重要です。また、緊急事態が発生した場合の緊急連絡体制を準備しておくことも必要です。
- 3 共通的な緊急事態対応マニュアルとしては、次のようなものがあります。
 - (1) 利用者の病状急変時
 - (2) 火災発生時
 - (3) 地震発生時
 - (4) 交通事故発生時
 - (5) 労働災害発生時

(教育訓練の実施)

第36条 事業者は、緊急事態に対する適切な能力を付与するため、緊急事態対応マニュアルに基づき、すべての介護労働者に適切な教育と訓練を行わなければならない。

- 1 教育訓練は、年間計画に基づき、少なくとも年1回以上定期的に実施すること
- 2 教育訓練を行ったときは、その内容を記録し、これを3年間保存すること

解説：

事故・災害は、すべての労働者に係ってきますので、適切な教育と訓練を実施し、労働者に、緊急事態に対する適切な能力を付与する必要があります。時には、テスト等を実施し感性を高めておくことも必要です。

教育及び訓練を実施した後は、必ず会議を開催し、訓練での成果を確認するとともに問題点の対策を行うことが大事です。

(緊急事態発生時の措置)

第37条 事業者は、緊急事態が発生した場合は、労働災害を防止するために、緊急事態対応マニュアル等により適切な行動を取らなければならない。

解説：

1 緊急事態時の行動

緊急事態が発生したときの第1発見者は、あわてることなく「責任者に報告し、指示を受けてから行動する」ことが肝要です。マニュアルがあっても、普段から想定訓練をしていませんとその通り行動できません。したがって、緊急事態対応マニュアルや連絡方法、電話番号等を休憩所、施設、車輛等に準備しておくことが必要です。

2 事業場での労働災害発生時の行動

(1) 報告

- ① 介護労働者は、労働災害が発生させたときは速やかに事業場責任者に口頭若しくは電話等で報告すること。
- ② 被災者は報告後、所定の帳票で災害報告書を管理者に提出すること。
- ③ 管理者は、被災者から状況を確認し、報告書の点検を行い、事業者に提出すること。

(2) 措置

- ① 被災者は、状況に応じ病院へ直行し診断を受ける。
- ② 結果を事業場へ報告する。
- ③ 管理者は、被災程度に応じて現場を確認するとともに、医師の診断結果を確認する。

(3) 労働基準監督署長への報告（労働安全衛生規則第97条関連）

① 事業者は、死亡又は休業4日以上災害が発生したときは、遅滞なく様式第23号（労働安全衛生法）による報告書を所轄労働基準監督署長に提出すること。

② 休業災害4日未満については、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までの期間における災害については、様式24号による報告書で、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出すること。

3 事業場（事務所）での火災発生時の行動

（1）消防署への通報

火災が発生した場合は、火急に、消防署へ通報しなければなりません。そのためには、誰が連絡するのか、事前に決めておくことが大事です。

同時に、周囲へ火災発生を知らせる必要があります。

（2）初期消火

火災発生時には、拡大防止のために初期消火が必要です。しかし、事務所の人員が少ない場合は、初期消火も対応できません。大事なのは、身の安全を図ることです。

（3）情報開示

消防署が到着したら、火災源の状況について説明し、消火活動がしやすいように協力します。

4 事業場（事務所）での地震発生時の行動

（1）身の安全の確保

地震が発生したときは、まず自分の身の安全の確保を図ることが大事です。事業場のどこに避難するのか普段から決めておいてください。

（2）被災者の救助

余震が治まったあと、被災者がいないか確認しなければいけません。救助活動が出来ないときは、公設機関に連絡し、対応することが大事です。

（3）火災発生時の行動

3項に準じて行動します。

5 通勤途上での交通事故

（1）被災者の救助

運転手は、自家用車の運転を停止し、被害者の有無と事故状況等を確認し、負傷者がいる場合は、周囲の人と連携し被災者を救助し、応急処置を施し、同時に現場警察へ通報してください。

（2）責任者への報告

事故が起きた場合は、被災程度に関係なく、同時に事業場責任者に報告し、帰社後交通災害報告書を作成させるようにしてください。

6 介護先での緊急事態への対応基準

介護者は、介護先での一人作業時に緊急事態に接する機会が多くなります。
次のような行動を基準にしてください。

(1) 火災時の行動

- ① 火災発生時は、まず自身の身の安全を図り、家族と共同し初期消火の援助や公設機関への通報を行うとともに、利用者の身の安全の確保に注力します。
- ② 次いで、火災発生状況について事業場へ速やかに連絡してください。その後は、責任者の指示に従って行動してください。

(2) 地震時の行動

- ① 地震発生時は、自身の身の安全を図り、治まった後は、介護先の家族の方と共同し利用者の安全を確保するようにします。
- ② 次いで、火災発生の有無を確認し、発生している場合は、初期消火の援助や公設機関への通報を行うとともに避難をします。
- ③ 次いで、地震や火災の発生状況について、事業場へ速やかに連絡し、その後は、責任者の指示に従って行動してください。

(3) 介護中の緊急事態

介護中に予測しない事故に遭遇します。骨折、誤嚥・窒息、心肺機能の停止等が考えられますが、要介護者の安全確保を優先に、応急手当とかかりつけの医療機関への連絡さらに救急車の手配等、適切な行動が必要になります。大事なことは、一連の事象の中で冷静に行動し、自らの安全を確保することです。

(事後措置)

第38条 事業者は、事故・災害が起こった場合は、初期対応が終了した後に、次の措置を行わなければならない。

- 1 現場保存の解除指令を出すこと、なお、警察、消防等の関係行政機関の指示により現場保存を行っている場合には、当該行政機関の指示に基づいて行うこと
- 2 事故災害等の原因を究明し、事故・災害の報告書を作成すること
- 3 再発防止策の立案とその実施を推進すること
- 4 緊急事態対応マニュアル類の見直し改訂及び教育訓練の実施をすること
- 5 介護先で緊急事態に遭遇した場合の措置は、速やかに管理者に報告し、マニュアルの不適事項に関しては、改訂を行うこと
- 6 介護労働者が被災した場合は、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出すること

解説：

事業者は、緊急事態の事後措置が終了した後、必要に応じ、労働基準監督署等の行政関係や関係機関並びに関係者に概況を報告する必要があります。

また、今後の安全衛生管理体制向上のため、発生した事故・災害の問題点や課題を整理した上で、再度、労働者に教育や訓練を実施する必要があります。

(資 料)

資 料

I 安全衛生の基本について

II 介護労働者の労働災害

III モデル安全衛生規程及び解説事例等

- 1 安全衛生方針事例
- 2 安全衛生管理計画事例
- 3 在宅介護サービス業の法的安全衛生管理体制等について
- 4 安全衛生会議要領事例
- 5 雇い入れ時の安全衛生教育事例
(付属書1) ヒヤリ・ハット吸い上げ活動について
(付属書2) 危険予知訓練(KYT)について
- 6 健康診断項目の意味合い
- 7 職場における腰痛予防対策指針(抜粋)
- 8 介護サービス業における腰痛予防体操(参考例)
- 9 作業手順書作成要領及び事例
- 10 労働災害防止管理規程事例
- 11 労働者死傷病報告

IV 安全衛生チェックリストについて

- 1 安全衛生チェックリストの使い方について
- 2 安全衛生チェックリスト

I 安全衛生の基本について

1 労働災害

(1) 労働災害とは

我が国の労働災害による死傷者数は、長期的には減少してきているものの、今なお年間53万人が被災しています。そのうち、死亡者は1600人を超えており、最も重いはずの人の命がいつも簡単に奪われています。

私たちは、日常生活において、「災害」と「事故」とを特に意識して使いわけるとはしていませんが、労働安全衛生の分野では、爆発火災、中毒等により労働者に被害があった場合は「災害」、被害がなかった場合は「事故」と、人身被害の有無で使い分けています。

労働災害は、労働者が工作中に職場に存在する危険に遭遇して、その心身に被る災害です。職場には、様々な災害ポテンシャル（災害が発生する危険性）があります。そして、一つの事故の背景には、多くの要因が存在しています。

(2) 労働災害発生のしくみ

労働災害は、ある日突然やってくるものではありません。その災害を引き起こす危険有害要因が存在し、その兆候が必ずどこかで現れています。災害は、災害ポテンシャルによってもたらされる結果的現象といえることができます。

労働災害は、物（設備、道具など）と人（作業員など）との関係において起こりますから、災害ポテンシャルも物の側、人の側の両方にあります（直接原因）。一般に、前者は不安全状態、後者は不安全行動といわれています。

直接原因の背後には、多くの安全管理の欠落による間接原因が潜んでいますが、この間接原因も取り除かない限り、同種の災害が繰り返されることになりかねません。

(3) 事故と災害の発生の割合

災害発生の割合では「重傷害が1件発生したとすると、その背後には軽傷害が29件ある。さらにその背後には災害統計には現れないヒヤリハットが300件ある。」といわれます。これは、アメリカの技術者ハインリッヒが分析した一例で、ハインリッヒの法則と呼ばれます。

「事故らしい事故は起きていない」と安全衛生に注意を払わない場合がよくあります。それは必ずしも今後の安全衛生を保障するものではありません。事故がなかったのは、災害ポテンシャルがないことによるものか、災害ポテンシャルはあったがたまたま災害にまで発展しなかったことによるものか、見極めることが必要です。

2 安全配慮義務

(1) 安全配慮義務

企業に雇用される労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する施設、器具などを用いて労務の提供を行います。この過程において、事業者は、「労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っている」（昭和59.4.10最高裁判

決)とされています。これを、安全配慮義務といいます。この安全配慮義務が、職場における労働災害を未然に防止するための安全衛生管理上の義務といえます。

(2) 安全配慮義務の履行と具体的活動

企業の安全配慮義務は、労働災害の「危険発見」と「その事前排除（予防）」を意味し、次のような活動が必要となります。

① 危険発見

職場における危険、特に働いている人の周りにある危険を予知して発見する

② 事前排除（予防）

リスクを除去したり低減させたりし、残存したリスクに対しては作業者にその存在などを示し、危険が顕在化しないように対策をとる

3 労働安全衛生法

(1) 成立の背景

労働安全衛生法が制定される以前は、労働者の安全と健康を確保するための安全衛生対策については、労働基準法の中で定められていましたが、昭和30年代～40年代になると、急激に変化する産業社会の実態に、災害防止対策が即応できなくなってきました。

労働基準法の「安全及び衛生」の部分の中核に、新たに規制事項や国の援助措置等の規定を加え、安全衛生に係る法制の強化を図るため、昭和47年、労働安全衛生法が制定されました。

(2) 目的

労働安全衛生法は労働基準法と相まって、労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主活動の促進の措置を講ずる等の総合的、計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としています（第1条）。

(3) 労働安全衛生法の内容

労働安全衛生法の目的を達成するために、具体的なものとして、「労働災害防止計画」「安全衛生管理体制」「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」「健康の保持増進のための措置」等12章、122条の条文で構成されています。さらに、具体的に活動を展開するための詳細について、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則で述べています。

(4) 在宅介護サービス業が適用される法的安全衛生管理体制

法令とは、法律と命令の総称です。この場合法律は、形式的意味の法律を、命令は、行政機関によって制定される法形式をいい、政令、省令、告示に区分されます。

在宅介護サービス業に係わる法令は、(資料)Ⅲ-3「在宅介護サービス業の法的安全衛生管理体制等について」を参照して下さい。

4 安全衛生管理体制の確立

(1) 安全衛生管理体制の整備

労働災害をなくすための効果的な安全衛生管理を行うためには、事業者をはじめ所長、管理者サービス提供責任者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業活動の中で、事業場全体で計画的に安全衛生管理活動に取り組む必要があります。

(2) 安全衛生管理規程

安全衛生管理規程とは、事業場における安全衛生管理に関する基本的な事項を文書で定めたものです。

安全衛生管理を効果的に、円滑に進めるためには、安全衛生管理組織とその職務、権限、責任や管理事項について、一定の準拠すべきルールが必要です。このルールが安全衛生管理規程です。

安全衛生管理規程は、実行できないような内容のものを作成しても意味がないので、あくまで、実行可能な内容のものとするよう心がけなければなりません。一方、どうしてもやらなければならない内容については、あらかじめ関係者の理解を得た上で、強制しても実行に移すという気構えも必要です。

(3) 安全衛生委員会

事業場における安全衛生管理は、本来、事業者の責任において進められるものですが、同時に、労働者の協力なくしては円滑な推進を期待することは難しいものです。

労働安全衛生法では、事業場の業種、規模によって、危険防止の基本対策等を審議し労働者の意見を聞く場として、安全委員会の設置が義務付けられています。

また、健康障害防止の基本的対策等については、衛生委員会の設置も義務付けられており、多くは「安全衛生委員会」として同時に運営されています。

規模の小さい事業場や業種によっては、安全・衛生委員会の設置は義務付けられていませんが、安全衛生活動を円滑に推進するためには、「安全衛生会議」等を設置して協議をしていく必要があります。

5 安全衛生活動

(1) 管理組織の機能

事業活動の中には、労働災害を起こすもととなる災害要因が潜んでいます。このような、災害要因を見つけ出し、その対策を検討して定め、実行していくことが安全衛生管理活動です。

つまり、安全衛生管理は、事業活動とは別の活動として行うものではなく、「安全衛生を組み込んだ事業」といわれるように、事業活動の中に一体として組み込んで活動することが重要です。

(2) 経営トップのリーダーシップ

いくら立派なシステムができて、実際に機能しなければ意味がありません。システムに活力を与えるものは、経営トップのリーダーシップです。リーダーシップを発揮するためには、まず、トップ自身が安全衛生の重要性を理解しなければなりません。また、その基本的な考え方を全従業員に示すことも大事です。これにより、はじめてシステムはその進むべき方向を与えられることとなります。

(3) ラインにおける安全衛生活動

企業経営では、経営トップの明確な方針指示のもとに、部課長などのラインを通して現場第一線に上司の意向を伝え、仕事を完成させます。災害防止活動も同じように、ライン管理者の責任で行うのが効果的です。

介護サービス事業においても、ラインにあたるしくみとその管理者を中心とした活動を進めることが大事です。ライン管理者の役割を担って安全衛生活動を推進する方（管理者、衛生推進者、サービス提供責任者等）には、以下の項目等の実施が望まれます。

- ① 有効な介護作業方法の決定
- ② 介護労働者の管理
 - ア 資格等の管理
 - イ 介護技術の習熟管理
 - ウ 介護労働者の技術指導
 - エ 職場巡視による個別指導
 - オ 介護労働者の適正配置
- ③ 労働災害防止への取組
 - ア 安全衛生に関する情報の収集と提供
 - イ 介護労働者の意向聴取と反映
 - ウ 安全衛生意識の高揚への取組

(2) 日常の安全衛生活動

日常の安全衛生活動には、次のようなものがあります。

① 整理・整頓・清掃・清潔（4S）

職場の安全衛生は、「4Sに始まり、4Sに終わる」とまで言われます。4Sを進めるためには、具体的な4S基準を設定し、チェックリストを活用して活動を進めるのが効果的です。

- ・ 整理（いるもの、いらないものを選別し、いらないものは処分する）
- ・ 整頓（必要なものの置き場所を決める、取り出しやすい工夫）
- ・ 清掃（汚れ、ゴミなどを取り除く）
- ・ 清潔（衛生的な状態に保つ）

② ミーティング

現場や作業の現状の問題（危険）を解決していくためには、ミーティングで「ホンネで

話し合い、考え合い、分かり合って行動する」ことが大変重要です。一方的な押しつけでは、人をやる気にさせることはできません。

特に、始業時にチームで行う5分間の短時間ミーティングは、1日の業務の流れとチェックポイントを把握するのに有効です。

③ 危険予知訓練（KYT）

危険予知訓練は、問題解決4ラウンド法を基本にし、グループで討議し、危険要因を発見し、対策を誘導するというもので、安全意識の高揚策として最も効果のある手法の一つになっています。

実践の間では、時間的な制約や効率性から簡易KYが実施されています。なお、在宅介護サービス業の場合は、一人KYが有効になります。

ア 危険予知訓練の方法

- ・ イラストまたは作業現場にある設備や作業方法を題材として、グループあるいは個人を対象として訓練を行う。
- ・ 現場のリーダーが中心となって、全員参加で、継続的に行う。
- ・ 訓練の質的向上を図るため、外部の講師を招くなどして定期的に研修会を開く。

イ 危険予知訓練の効果

- ・ 危険に対する感受性がたかまり、今までは見逃されがちだった潜在的な危険を発見する能力が高まる。
- ・ グループで討議するので、共通した認識が生まれる。
- ・ 反復訓練することにより、訓練で得た経験が災害防止対策の実際面で生かされる。
- ・ みんなで声を出すことで、自分もやろうという意欲がわいてくる。

④ 指差し呼称

鉄道で始まった指差し呼称が産業現場に普及し、家庭の主婦までがこの手法を用いてガス栓閉止などの確認をするようになりました。実施したこと、またはしようとしていることを、指で差し、声を出して、事実を確かめる効果は、科学的に立証されています。

⑤ ヒヤリハット活動

職場で仕事をしていて、事故にはならなかったけれどもヒヤリとした、ハットしたなどは、誰もが経験しています。これらの災害に発展する可能性のある危険要因を、ヒヤリハットの段階で取り除こうという活動が、多くの企業で行われています。

ヒヤリハット活動では、5W1Hの事項をメモし、上司に報告します。管理者は、「ヒヤリハット報告は災害危険の把握」と位置づけ、報告しやすい雰囲気をつくり、改善措置をとることが大事です。

⑥ 週間行事

全国の事業場では、毎年7月1日から1週間の「全国安全週間」、10月1日から1週間の「全国労働衛生週間」に、安全衛生意識の高揚を図るため、表彰、ポスター掲示、標語募集など様々な活動を展開しています。

⑦ 改善提案

働く人の創意工夫があつて初めて、企業の発展が期待でき、また、災害防止の成果が上がります。提案制度は、第一線で働く人が安全衛生に関し「改善しよう」という意欲を書面を通して実現するための方法です。

6 安全衛生の先手管理

(1) リスクアセスメント

リスクアセスメントは、

- ① 事業場のあらゆる危険有害要因を洗い出し
- ② それらのリスクの大きさを見積もり、評価し
- ③ 労働者保護の観点から容認できないものを個別に具体的に明らかにする

ことを、体系的に進める手法です。

リスクアセスメントは、現場の作業者の参加を得て、管理者とともに進めるため、職場全体で共通の認識を持つことができ、また、リスクレベルを知ることで、安全衛生対策の優先順位が明確になり、合理的にリスク低減を推進できます。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステム

潜在的な危険有害要因を低減させ、安全衛生管理のノウハウを適切に継承し、安全衛生水準の確実な向上を図っていくためには、安全衛生管理を連続的かつ継続的に実施するしくみ、すなわち「マネジメントシステム」を確立し、これを適切に実施し、運用することが必要となってきました。

マネジメントシステムは、方針を立て、目標を設定し、個々の安全衛生対策について事業場として実行すべき計画を作成して、組織と予算を与え、実行の責任と権限を明確にすることを基本としています。誰がいつまでに実行するかを明確に示すしくみを求めているため、確実に実行できる保証ができます。

さらに、マネジメントシステムは、実行した対策を評価して見直しを行うPDCAサイクルによって進められます。

「計画 (Plan) —実施 (Do) —評価 (Check) —改善 (Act)」

このサイクルを回すことにより、スパイラル状にレベルアップが期待できます。

Ⅱ 介護労働者の労働災害

(1) 労働災害の発生状況

区 分	平成13年労働災害		労働災害 事例数
	死傷者数	割合 (%)	
転落・墜落	31	6	5件
転 倒	111	23	3
激 突	18	4	2
飛来・落下	4	1	8
崩壊・倒壊	4	1	—
激突され	4	1	4
挟まれ・巻き込まれ	19	4	7
切れ・こすれ	15	3	7
踏み抜き	2	0.4	2
高温・低温の物との接触	2	0.4	6
交通事故（道路）	102	21	10
交通事故（その他）	2	0.4	—
動作の反動、無理な動作	159	32	6
その他	17	3	4
分類不能	2	0.4	—
合 計	492	100	64

注1 資料出所 [平成13年度労働者死傷病報告（休業4日以上死傷者数）より集計]

（死傷者数492名（死亡者3名を含む）女性448名、男性44名）

2 労働災害事例は、平成13年度の労働災害とは関係しない。なお、事例は在宅介護サービス業を主体にしている。

(2) 労働災害の事例

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
転落	1	利用者の団地の階段で足を滑らせ踊り場まで転落	帰宅時	階段	骨折
	2	片付け後、利用者のいる1階へ下りる時、急な階段で足を滑らせる	食事片付け後	階段	尾骨骨折
	3	階段から転落する	階を移動中	階段	
	4	ベッドから下りる際、布団カバーに足を取られ、ベッド下に転落	マッサージ	ベッド	打撲
	5	飛び降り足を痛める	洗濯	床	右足指骨折
転倒	1	扉を閉めようと、スロープを下りた時、すべり転倒する	掃除	床	右手打撲
	2	坂道での移送車両操作中に、バランスを崩し、台の上から転倒	外出支援	車いす	左肘骨折 臀部打撲
	3	車いすからベッドへの移乗時、利用者に急にしがみつかれ転倒	ベッドへ移乗	床	腰の打撲 口腔内出血
激突	1	四つんばいになり浴槽を洗浄中、手を滑らせ浴室の壁に右手を激突	洗浄作業	浴室の壁	右手人指し 指剥離骨折
	2	ベランダにでる時、バランスを崩し、窓のサッシに小指を突く	洗濯作業	窓のサッシ	小指の骨折
飛来・落下	1	テーブルを持ち上げたときに手がすべり足の上に落とす	テーブル高さ調整	テーブル	右足親指負傷
	2	突風でダンボールの空箱が飛来し、肩から腕にあたる	外出支援	ダンボール	右腕・肩負傷
	3	洗い台のタンカーが支柱から脱落し右足に落下	入浴介助	タンカー	右足負傷
	4	汚物処理のため庭先で洗濯中に突風が吹き、物干し竿が落下し頭部に当たる	洗濯作業	物干し竿	頭部打撲 頸椎捻挫
	5	浴槽を運搬中に落とし手を挟む	訪問入浴	浴槽	右手裂傷
	6	機材運搬中、足元に落とす	訪問入浴	機材	左足負傷
	7	清掃中に、額縁のヒモが切れ、額縁が足に落下する	掃除	額縁	足骨折

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
	8	掃除のため、ソファ移動中、手が滑り、足に落下	掃除	ソファ	左足指打撲
激突され	1	臀部を洗うため立ち上がってもらった所、シャワーキャリーが動き足の上に乗る	入浴介助	シャワーキャリー	足骨折
	2	オムツ交換後、利用者が急に暴れだし、止めようとしたところ拳が目にあたる	排せつ介助	利用者	右目負傷
	3	排せつ介助後、利用者が着替えを嫌がり腕を振りまわした。避けた時に後頭部を手すりにぶつける	排せつ介助	利用者	後頭部打撲
	4	車イスで外出介助中、背後から人がぶつかってきた。車イスの前輪が段差から落ち、支えようとした時、肩をハンドルに強打する	外出介助	車イス	右肩打撲
挟まれ・巻き込まれ	1	他の人が利用者を車イスに深く座らせようとした時に車イスが動き、前輪に巻き込まれる	入浴介助	車イス	左足負傷
	2	洗濯物を取り出そうと、回転中の洗濯機に手を入れ、洗濯物が指にからみつき、切断する	洗濯	洗濯物	右手中指切断
	3	介助終了後、荷物をトランクに積み終え、左手をトランクにかけている時に同僚がトランクを閉てしまい手を挟む	訪問入浴	車(トランク)	左手打撲
	4	送迎車に利用者に乗せ、ドアを閉める時に、利用者の手が出てきたので押さえようとした時に、ドアで手を挟む	外出介助	送迎車(ドア)	左手親指負傷
	5	トランクに荷物を積み込み中、同僚がトランクを閉め挟まれる	駐車場	車(ドア)	頭部および首部強打
	6	玄関の引き戸を無理に開け、指を挟む	訪問時	引き戸	右手中指骨折

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
	7	扉を閉めようとしたときにつまづき、扉の開閉部に指を挟む	事務所入室時	鉄製ドア	右手小指骨折
切れ・こすれ	1	調理中、水道の蛇口にかかっていた皮むき器の刃に触れ指を切る	調理作業	皮むき器	左手指を切傷
	2	はさみを持ちしゃがんだ時に、はさみが服に引っかかり、足に刺さる。	環境整備	はさみ	右下ふくらはぎ突刺傷
	3	食器洗浄中に皿がわれ、破片で手を切る	食事介助	皿	右手親指切傷
	4	利用者とトラブルになり、はさみを持って向かってきた。避けようとはさみを手で持っしまい手を切った。	在宅介護	はさみ	右手親指切傷
	5	冷蔵庫の下に手を入れての掃除中、突き指をし、筋を切断する	掃除	冷蔵庫	右手中指の筋を切断
	6	包丁を持ちながら野菜を探していたところ、包丁を手に引っ掛け切る	調理作業	包丁	左手親指負傷
	7	コップを洗浄中、割れた破片で手を切る	調理作業	コップ	右手薬指切傷
踏み抜き	1	車いすで移動中、床板を踏み抜く	通院介助	床板	足首捻挫
	2	利用者宅の庭を歩行中、アース棒で靴底を踏み抜く	生活介助	アース棒	足の親指付け根切傷
高温物体との接触	1	ストーブ上の両手鍋に服が引っかかり、熱湯をかぶる	生活介助	熱湯	右大腿部火傷
	2	何回押してもガスレンジが点火しないため、覗いたところガスが爆発した	調理作業	ガスレンジ	右目火傷
	3	ワゴンでお茶、みそ汁等を運搬中、段差でこぼれ足にかかる	食事介助	みそ汁	右足火傷
	4	熱湯を捨て湯切りしようとした時に手がすべり熱湯をかぶる	調理作業	鍋の熱湯	顔、肘の火傷

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
	5	ガス台上部のまな板が落下し、その弾みで鍋がひっくり返り熱湯をあびる	調理作業	鍋の熱湯	顔面～胸部の火傷
	6	利用者宅の台所に行ったところ、空焚きを発見、あわてて鍋を手でつかみ、火傷をする	生活介助	鍋	手の火傷
交通事故 (道路)	1	自転車で走行中、側道より自転車が飛び出してくる。避けて、バランスを崩しフェンスに激突	介護途上	フェンス	左手関節捻挫
	2	自転車で走行中、一方通行路から車が進入。接触し転倒する	介護移動途上	車	全身打撲
	3	移動中交差点で自転車と接触し、横転	介護移動途上	自転車	親指捻挫
	4	バイクで移動中、小動物が飛び出し衝突、転倒	介護移動途上	小動物	肋骨骨折
	5	バイクで移動中、信号のない交差点で相手バイクと衝突する	介護途上	バイク	腰部骨折
	6	自転車で移動中、信号のない交差点で、出会い頭に自転車と衝突し、転倒	介護途上	自転車	肋骨骨折
	7	社用車で移動中、走行車線から急に割り込んできた車を避けたところ、道路標識、バス停に衝突し横転する	介護帰途	道路標識 バス停標識	頸部障害
	8	自転車で移動中、歩行者を追い越すときに車道にでてしまい、トラック後部に接触し転倒	介護途上	トラック	
	9	利用者宅の駐車場で、操作を間違え向かいの家の塀と電柱に激突	介護途上	塀、電柱	首、肩等の打撲
	10	坂道を自転車で移動中、後続自転車に追突され転倒	介護移動途上	自転車	
動作の反	1	オムツ交換をしていたときに腰に違和感、帰宅後激痛	排せつ介助	利用者	腰痛

労働災害の型	件名		職種	起因物	災害程度
転、無理な動作	2	布団から椅子に移乗するため抱き上げたところ、激痛がはしる	移乗作業	利用者	腰痛
	3	寝たきりの利用者を抱きかかえたところ、激痛	移動作業	利用者	腰痛
	4	散歩からの帰宅後、利用者が玄関に寝転んだので、ベッドに運ぶため抱きかかえた時に激痛	外出介助	利用者	腰痛
	5	入浴準備の脱衣中に利用者が車イスから落下した。ベッドに運ぶため二人で抱えたとき、激痛	入浴介助	利用者	腰痛
	6	歩行で利用者宅へ向かっていたところ、道路の段差で足首をひねる。	介助途上	道路	足首捻挫
	その他	1	利用者が疥癬と診断されたため、防護服を着用し介護を続けたが、診断の結果、感染していた。	在宅介護	利用者
2		利用者の食べ残したパンを飼い犬がテーブルから床に落とし、それを拾った時に犬に噛まれた。	食事介助	飼い犬	右手をかまれる
3		オムツを交換していたとき、利用者が激しく抵抗し、右足が顔面にあたる	排せつ介助	利用者	軽度の頸部むち打ち症
4		クーラーのコンセントを差し込んだときに、火花が飛び感電する	生活介助	クーラー	感電

注 資料出所 平成15年度 厚生労働省「労災保険給付データ」

(3) 年齢別死傷者数

年齢階層 (才)	死傷者数 (人)	割合 (%)
～19	0	0
20～29	63	13
30～39	76	15
40～49	137	28
50～59	149	30
60～69	62	13
70～79	5	1
計	492	100

(4) 経験別死傷者数

経験年数 (年)	死傷者数 (人)	割合 (%)
0.1～0.5	92	19
0.6～1	139	28
1.1～2	78	16
2.1～3	36	7
3.1～4	33	7
4.1～5	25	5
5.1～6	17	3
6.1～7	10	2
7.1～8	13	3
8.1～9	15	3
9.1～10	14	3
10.1～15	12	2
16～20	3	0.6
21～25	3	0.6
26～30	2	0.4
31～40	0	0
総計	492	100

(5) 起因物別死傷者数

起因物名	死傷者数 (人)	割合 (%)
食品加工用機械	1	0.2
エレベーター、リフト	1	0.2
トラック	4	0.8
乗用車、バス、バイク	115	23
鉄道車両	1	0.2
その他の乗り物	9	2
送配電線等	1	0.2
人力機械	1	0.2
人力運搬機	26	5
手工具	6	1.2
はしご等	4	0.8
その他の用具	7	1.4
その他の装置、設備	19	4
建築物、構築物	13	3
作業床、歩み板	10	2
階段、さん橋	28	6
開口部	2	0.4
通路	48	10
その他の仮設物、建築物構築物等	12	2
その他の危険物、有害物等	2	0.4
その他の材料	2	0.4
荷姿の物	15	3
高温・低温環境	2	0.4
地山、岩石	1	0.2
その他の環境等	24	5
その他の起因物	54	11
起因物なし	72	15
分類不能	12	2
総計	492	100

Ⅲ モデル安全衛生規程及び解説事例等

1 安全衛生方針事例

安全衛生方針

【基本理念】

㈱チュウサイボウは、会社の経営理念に基づき、在宅介護サービス業のシステム化を図り、従業員の福祉増進を図るとともに、利用者の自立へのバックアップを通じて国民の福祉増進を図り社会へ貢献することを理念とする。

かつ、従業員の家族、地域社会並びに行政機関と連携し、人間尊重の理念のもと労働災害の撲滅と快適な職場環境の実現に向けて安全衛生活動を展開する。

【安全衛生方針】

安全衛生活動の理念を基に次の活動を展開する。

- 1 在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程をもとに、職場の安全衛生水準を見直し、管理基準を制定するとともに安全衛生管理計画書を作成し改善活動に取り組む。
- 2 重点活動は次の事項とする。
 - (1) 安全衛生会議体の発足と運営
 - (2) 介護技術向上への取り組み
 - (3) 安全衛生意識の高揚策の導入
 - (4) 4 S の励行
- 3 目標
 - (1) 労働災害 0 件
 - (2) 交通災害 0 件
- 4 活動の詳細は、安全衛生等管理計画書に記述する。

2005年4月1日

㈱チュウサイボウ

取締役社長 中災防 一郎

2 安全衛生管理計画事例

2005.4.1 (株)テックサイボウ

平成17年度 安全衛生管理計画書

社長	審議	担当

目 標	分 野	実施事項	内 容	担当者	日														
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 労働災害発生件数 (1) 休業災害0件 (2) 不休災害0件 2 交通災害0件 3 健康診断受診率 100%	管理 体制	1 方針の周知	説明及び職場掲示		●														
		2 安全衛生会議の開催	① 安全衛生会議要領作成 ② 会議体の定着		●														
		3 資格体制の整備	① ホームヘルパー1級 ② 介護支援専門者 ③ 衛生推進者配置		●														
		4 教育訓練の実施	① 感染症・腰痛予防対策 ② 交通安全勉強会		●														
	安全 管理	1 福祉用具の管理強化	・ 月次定期点検の励行																
		2 「4S」の徹底	・ 定期実施																
		3 ヒヤリハット活動	・ 体験報告																
		4 安全衛生情報の提供	・ 法令、他社動向、災害等																
	行 事	1 朝礼の定着化	・ 「安全一言」の導入																
		2 安全衛生標語の募集	・ 職場掲示、表彰																
		3 全国行事へ参加	・ 安全、衛生、交通																
	衛生 面	1 保護具使用の定着	・ 使用の徹底と管理の強化																
		2 健康診断の受診	・ 定期健康診断																
		3 労働環境の改善	・ ミーティングルーム設置		●														

3 在宅介護サービス業の法的安全衛生管理体制等について

(1) 法規体系

法規	内容	例
法律	国会の議決を経て成立する	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法 ● 介護保険法
政令	法律を実行するために内閣が制定する	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生法施行令 ● 介護保険法施行令
省令	各省大臣が所管する業務を遂行するために発する	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生規則 ● 介護保険法施行規則
告示	国の機関が必要事項を一般的に知らせるために発する (命令を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働安全衛生マネジメントに関する指針
通達	国の機関が地方自治体等に対し文書で出す命令や示達	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場における腰痛予防対策指針 ● 交通労働災害防止のためのガイドライン
条例	地方公共団体の長が公布するもの	

(2) 介護サービス業における関係法令

区分	法律・施行令・規則・関係法	
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法 ・労働安全衛生法施行令 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所衛生基準規則 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 	
介護関係	<ul style="list-style-type: none"> ・指針等 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通労働災害防止のためのガイドライン ・職場における腰痛予防対策指針 ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針 ・事業場における労働者の心の健康作りのための指針 ・健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 ・VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令基準） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・通達 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・労働基準法施行規則 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働基準規則 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・知的障害者福祉法 ・福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（福祉用具法） 	

(3) 安全衛生管理体制について

事業場規模 選任内容等・条文		1～9 (人)	10～49	50～999	1,000人 以上
		総括安全衛生管理者の選任	令第2条		
衛生管理者の選任 (第2種)	令第4条			○	○
産業医の選任	令第5条			○	○
衛生推進者の選任	法12条の2		○		
衛生委員会の設置	令第9条			○	○
職長等の安全衛生教育	令第19条	在宅介護サービス業は対象外となっている。			

注 1 在宅介護サービス業の業種は、サービス業となる。

2 衛生管理者の選任（労働安全衛生規則第7条）

衛生管理者の選任は、事業場の規模に応じて、下表に掲げる数以上を選任する必要がある。

事業場の規模	衛生管理者数
50人以上200人以下	1人
200人を超え500人以下	2人
500人を超え1,000人以下	3人
1,000人を超え2,000人以下	4人
2,000人を超え3,000人以下	5人
3,000人を超える場合	6人

注) 常時労働者数1,000人を超える労働者を使用する事業場は、衛生管理者のうち少なくとも1人を専任の衛生管理者とすること。

4 安全衛生会議要領事例

安全衛生会議要領

構 成

- 1 総則
- 2 任務
- 3 審議事項並びに活動
- 4 組織
- 5 会議の開催
- 6 職務
- 7 記録の管理及び保管
- 8 要領の疑義
- 9 適用期日

制定日 2005. 2. 1

(株) チュウサイボウ

社 長	審 議	担 当

1 総則

(1) 目的

この要領は、当社の安全衛生管理水準の向上を図るために設置する安全衛生会議の運営について定めたものである。

(2) 適用範囲

この要領は、安全衛生会議の任務、審議事項、組織、職務等について適用する。

2 任務

(1) 安全衛生活動に関する基本方針、施策等の審議

(2) 安全衛生計画の管理

(3) 安全衛生に関する情報の収集と関連事項の体制への反映

(4) その他議長が指示する特別事項

3 審議事項並びに活動

(1) 安全衛生管理計画

(2) 安全衛生管理基準規程の新設、改廃等

(3) 月次安全衛生活動

(4) 行事の開催

(5) 安全衛生に関する情報の収集と対応

(6) 介護先での介護指導

(7) 福祉用具の導入検討

(8) その他

4 組織

(1) 人員構成

①議長 事業所所長

②安全衛生委員

ア 衛生推進者 1名

イ 管理者 1名

ウ サービス提供責任者 1名

エ その他議長が任命した者

③事務局 1名

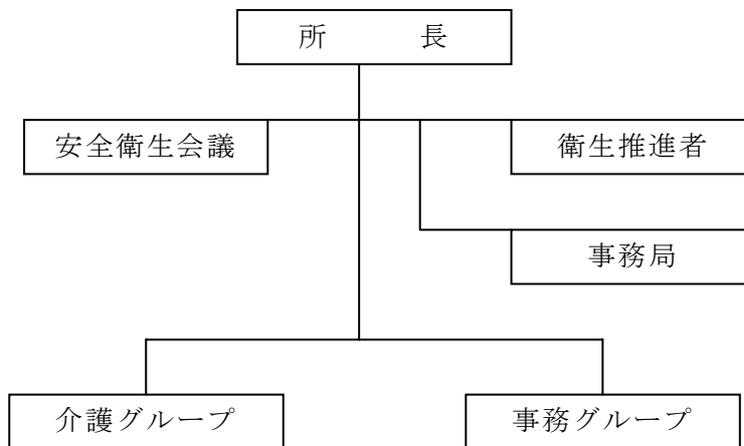
(2) 委員等の任命

①衛生推進者は事業所所長が任命する。

②安全衛生委員は議長が任命する。

③事務局は、スタッフより議長が任命する。

(3) 組織図



5 会議の開催

(1) 会議は毎月定期的に1回以上開催する。

(2) 会議の開催は、議長の指示により事務局が各委員に案内する。

(3) 会議は、安全衛生委員の過半数の出席をもって成立する。

6 職務

(1) 議長

議長は安全衛生会議を統括し、次の職務を処理する。

- ①安全衛生会議の主催
- ②安全衛生委員の任命
- ③審議事項に対する決定権
- ④安全衛生活動の推進管理
- ⑤安全衛生会議の議事録承認

(2) 衛生推進者

衛生推進者は、次の職務を遂行する。

- ①労働災害防止の対策推進
- ②安全衛生教育の企画及び実施
- ③労働災害発生時の原因の調査と再発防止策
- ④作業及び作業環境における衛生上の調査及び改善活動
- ⑤労働災害、疾病等に関する統計
- ⑥労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑦その他労働安全衛生に関する管理事項

(3) 安全衛生委員

安全衛生委員は、会議に出席し審議事項等に関し意見を述べ、常に、事業場の安全衛生活動及び環境に留意し活性化に努める。

- ①安全衛生会議付議事項に対する審議
- ②安全衛生活動の評価と対策案の立案
- ③安全衛生に関する情報の提供
- ④その他

(4) 事務局

事務局は、総務課とし、次の職務を行う。

- ①審議事項の事前調整及び関連資料の準備
- ②安全衛生に関する統計資料作成
- ③安全衛生に関する情報の収集と紹介
- ④安全衛生会議の運営手続き
 - ア 指示に基づく開催通知案内
 - イ 議事の作成と配布

7 記録の管理及び保管

安全衛生活動に関する記録類は、事務局が管理し3年間保管する。

8 要領の疑義

本要領の解釈等に関する疑義については、議長が決定する。

9 適用期日

本要領は、2005年3月1日より適用する。

5 雇い入れ時の安全衛生教育事例

雇い入れ時の安全衛生教育

1 目的

介護労働者を雇い入れたときは、労働災害を防止するために、介護作業や福祉用具等について理解させるとともに、どこに危険要因あるいは有害要因が潜んでいるかを理解させ、災害防止に寄与させることを目的とする。

2 教育時の留意事項

教育にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 事業者としての教育方針を明示しておくこと。
- (2) 教育担当者を決め、教育プログラムのスケジュールを立てて実施すること。
- (3) 教わる者（介護労働者）の立場で教育を行うこと。
- (4) 教育の内容は、福祉用具の使用方法和介護作業を基本とする。
- (5) 配属後に教育したことを実践しているかを観察し、OJTによる指導を教育の重点に実施すること。

3 教育内容

教育にあたっては、安全衛生規程を基本に実施すること。

- (1) 福祉用具等の取り扱い方法及び点検に関すること。
 - ①使用目的
 - ②作業開始時の点検
 - ③不具合発生時の対応
- (2) 介護作業手順に関すること。
 - ①作業手順書によるOJT
(例) ・排せつ介助作業 ・外出介助作業 ・食事介助作業
- (3) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
 - ①腰痛について
 - ②感染症について
 - ③その他
- (4) 整理、整頓、清掃、清潔（4S）の保持に関すること。

4Sについては、職場管理の基本事項なので、事業所並びに介護先の職域についても、その重要性についてしっかり教育を行うこと。

区 分	意 味
整 理	①作業に必要な物と不要な物を分けること。 ②不要な物は処分する。
整 頓	①必要な物品の置き場を決める。 ②作業がしやすい通路を確保する。 ③機器、備品等は、取り出しやすく、荷崩れせず、損傷しないように保管する。
清 掃	①「清掃は点検である」（異常を見つける） ②福祉器具、備品等の汚れ、ゴミ、屑、埃等を取り除く。
清 潔	①職場・介護先職域から生ずる発生する汚物等による汚染を防止する。 ②作業・施設環境の衛生状態を良好に保つ。

(5) 事故時等における応急処置及び退避に関すること。

- ①防災組織について
- ②事故・災害が発生したときの応急処置について
- ③事故・災害が発生したときの通報体制について
- ④退避の場所等について

(6) その他当該業務に関する安全又は衛生のための必要な事項

- ①日常の安全衛生活動に関する事項
 - ア 安全朝礼について
 - イ ヒヤリ・ハット吸い上げについて（付属書1参照）
 - ウ KYT活動について（付属書2参照）
 - エ 安全パトロールについて
 - オ 保護具管理について
- ②その他

4 その他

(1) 教育訓練時間の取り扱い

介護労働者を雇用したときに実施する雇入れ時の教育時間は、通常の業務とみなし賃金を支払うものとする。

(付属書1)

ヒヤリ・ハット吸い上げ活動について

1 ヒヤリ・ハットとは

- (1) 介護労働業務や介護の交通途上等で、事故や災害にならなかつたが、「ヒヤッとした」「ハットした」等の「危険に感じたこと」、「肝を冷やしたこと」を「ヒヤリ・ハット」という。(一步間違えれば事故、災害になるおそれがある。)
- (2) ヒヤリ・ハット吸い上げ活動は、作業時の不安全行動や不安全運転及び福祉用具等の不安全状態を吸い上げて、同じ情報を共有し対策することにより労働災害を防止しようとするものである。
- (3) ヒヤリ・ハットは、事故・災害に結びつかないことと個人の感性に左右されるため、なかなか報告されにくい。

2 「ヒヤリ・ハット」報告の活用

- (1) 個人個人が作業等の状況を一番知っているので、個人情報職場の情報として捉えることが大事である。
- (2) 安全朝礼や安全会議等で紹介し、安全意識を高揚させる手段として活用が出来る。この繰り返しの活動が、職場の体質を向上させることになる。
- (3) ヒューマンエラーの防止に活用でき、かつ、安全優先の職場風土づくりに寄与する。

3 「ヒヤリ・ハット」報告を出しやすくするためには

- (1) 管理者やサービス提供責任者等が、出しやすい雰囲気作りに取り組む。
- (2) そのためには、書式、報告内容、対策案をけなさないこと。
- (3) 報告に対し、上司の人がコメントをするとともに、迅速に対策すること。

4 管理者・サービス提供責任者の姿勢

- (1) 報告された「ヒヤリ・ハット」を周知し、生かす工夫をする。
- (2) 報告しやすくする取り組みとして、「仮想ヒヤリ」の導入等も検討する。
- (3) 全員で討議する場を設ける。

5 ヒヤリ・ハット報告書事例 別紙

6 ヒヤリ・ハット報告への対応

- (1) 対策のルートを決めておく。
- (2) 作業指示票の見直しを行う。

7 まとめ

- (1) 月別の報告件数等をまとめ、安全会議等で報告するようになる。
- (2) 優秀な報告については、表彰等を行う。

ヒヤリ・ハット報告書					
報告月日	03. 12. 10	作業種等	外出介助	報告者	〇〇
いつ	12 / 9 (木) 14 : 30頃				
どこで	利用者宅の前の道路で				
何が、誰が	外出介助で車いすを運転していた私が				
どうした	<p>坂道にさしかかったときにブレーキをかけたが、左右のブレーキの効きが異なったため、車椅子が左側に回転し、利用者が転倒しそうになり、私も引きずられ転倒しそうになった。</p> <p>帰宅時に、家族の方に連絡し、修理してもらうように依頼した。</p>				
上司 記入 欄	サービス 提供者	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の方へ状況報告をしていただきありがとうございました。事故にならず良かったですね。 ・車いすを運転する場合、事前にブレーキの掛かり具合を点検するようにしてください。 			
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全朝礼で皆さんに紹介します。 ・福祉用具は、介護作業に先立ち必ず点検するようにしてください。 			
	所長	<ul style="list-style-type: none"> ・よく対処してくれました。翌月の安全衛生会議でも議題にします。 			
事業場名	株式会社 チュウサイボウ				

(付属書 2)

危険予知訓練 (KYT) について

1 危険予知訓練 (KYT) とは

KYTとは、危険(キケン)のK、予知(ヨチ)のY、訓練(トレーニング)のTをとって、KYTという。即ち、KYTとは危険を危険と感じるための感性を高めるための訓練である。このKYTの話し合いを実際の介護作業現場で生かして、介護作業での危険を解決したり、危険を避けたりする活動を「KY活動」という。

- ① 職場(介護先)や介護作業の状況を描いたイラストシートを使って
 - ② 職場や介護作業の状況の中に潜む危険要因とそれが引き起こす現象(事故の型)を
 - ③ また介護現場で、介護作業をさせたり、介護作業をしてみせたりしながら
 - ④ 介護労働者で構成する小集団で話し合い、考えあい、分かり合って
 - ⑤ 危険ポイントや重点実施項目を指差唱和したり、指差呼称で確認したりして
 - ⑥ 行動する前に安全衛生を先取りする
- 訓練をKYTといいます。

2 KYT基礎4ラウンド法の進め方

KYT基礎4ラウンド法は、チームで、イラストシートを使って職場や作業にひそむ危険を発見・把握・解決していくKYTの基本的な手法で、繰り返し訓練することにより一人ひとりの危険感受性、集中力、問題解決能力、実践への意欲を高める訓練手法である。

KYT基礎4ラウンド法は、KYTにおけるその他の手法が、概ねこのバリエーションであるという意味で、KYTの基本をなす手法である。したがって、この手法に習熟することが日々の短時間KYTの質の向上につながる。

① 進め方

ラウンド	危険予知訓練の4ラウンド	危険予知訓練の進め方
1 R (現状把握)	どんな危険がひそんでいるか	イラストシートの状況の中にひそむ危険を発見し、危険要因とその要因が引き起こす現象を想定して出しあい、共有しあう。

<p>2 R (本質追求)</p>	<p>これが危険の ポイントだ</p>	<p>発見した危険のうち、これが重要だと思われる危険を把握して○印、さらにみんなの合意でしぼりこみ、◎印とアンダーラインをつけ、“危険のポイント”とし指差し唱和で確認する。</p>
<p>3 R (対策樹立)</p>	<p>あなたなら どうする</p>	<p>◎印をつけた危険のポイントを解決するにはどうしたらよいかを考え、具体的な対策を出し合う。</p>
<p>4 R (目標設定)</p>	<p>私達はこうする</p>	<p>対策の中からみんなの合意でしぼりこみ、※印をつけ“重点実施項目”とし、それを実践するための“チーム行動目標”を設定し指差し唱和で確認する。</p>

② モデル例 (イラスト)

どんな危険がひそんでいるか



状 況

あなたは、浴室の蛍光灯を交換するため、カバーを外そうとしている

③ モデル例（シート）

第1ラウンド：現状把握（どんな問題があるか）			
第2ラウンド：本質追求（これが問題のポイントだ）			
○◎	No.	危険原因と減少（事故の型）を想定して（～なので～して～なる）というように書く	
	1	浴槽のフチから下りようとして横を向いたとき、足を踏み外して落ちる。	
◎	2	浴槽のフチにあがるとき、フチがぬれていて足を滑らせて転ぶ。	
	3	蛍光灯のカバーを外すとき力を入れた手が滑って、バランスを崩して落ちる。	
○	4	浴室に入るとき蛍光灯に気をとられて、腰掛につまずいて転ぶ。	
○	5	浴槽のフチから下りるとき、床がぬれていて下ろした足が滑り転ぶ。	
	6	浴槽の端の上に立っているので、浴槽が動き出しバランスを崩して落ちる。	
◎	7	替えの蛍光灯を持ちながらカバーを外そうとして、蛍光灯を落としてガラスで足を切る。	
	8		
	9		
	10		
第3ラウンド：対策樹立（あなたならどうする）			
第4ラウンド：目標設定（私達はこうする）			
◎印 No.	※印	No. 具体策	
2	※	1	浴槽のフチの水をふき取る。
		2	踏み台を使う
		3	浴槽の上に板を敷く
7		1	替えの蛍光灯は腰にさしておく
	※	2	替えの蛍光灯は床に置く。
		3	替えの蛍光灯は浴槽のフタの上に置く。
チーム行動目標 (～を～して～しよう)		浴槽のフチの水をふき取り 替えの蛍光灯は床に置こう ヨシ！	
確認 (指差呼称項目)		フチふき取り ヨシ！	

引用文献：テキスト危険予知入門 田辺肇著 中央労働災害防止協会発行

6 健康診断項目の意味合い

検査分野	検査項目	意味合い
肝機能検査	1 GOT (血清グルタミンク オキサロアセチッ クトランスアミナ ーゼ)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>GOT, GPTともに肝臓細胞中にある酵素で、肝臓に障害が起きたときに、細胞が破壊されると、血液中に流れ出す。また、心筋梗塞でも増えることがあります。</p> </div>
	2 GPT (血清グルタミンク ピルビククトラン スアミナーゼ)	
	3 γ-GTP (ガンマグルタミル トランスペプチタ ーゼ)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>肝臓、胆道疾患の目安となり、たくさん飲酒すると数値が高くなります。</p> </div>
血中脂質検査	1 血清総コレステ ロール	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>血清総コレステロールが増加すると、血管の壁に付着して、動脈硬化の原因になります。</p> </div>
	2 HDL-コレス テロール (高比重リポたん白 コレステロール)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>末梢の組織からコレステロールを取り除く働きをするため、善玉コレステロールといわれています。喫煙や運動不足になりますと低下し、動脈硬化になりやすいといわれています。</p> </div>
	3 トリグラセイド (中性脂肪)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>糖質やアルコールを取りすぎによって増加し、動脈硬化に関係があります。</p> </div>
貧血検査	1 赤血球数	赤血球には細胞に酸素を送り、炭酸ガスを運び出す働きがあります。
	2 血色素量	赤血球を構成しているヘモグロビンの量を測定する検査である。
	3 ヘマトクリット	血液中の赤血球の容積を%で示したものである。

検査分野	検査項目	意味合い
	貧血の疑い 成人の男子 Hb 13 g / d l 成人の女子 Hb 12 g / d l	<div data-bbox="454 315 1369 398" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 3つの検査値がいずれも少なくなると、貧血と呼ばれます。 </div>
血糖検査	血糖（空腹時）	<div data-bbox="746 450 1390 689" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 数値が高いと糖尿病が疑われますが、膵炎、甲状腺疾患などでも高くなります。肥満、運動不足、ストレスなどでも異常値が出るといわれています。 </div>

7 職場における腰痛予防対策指針（抜粋）

（基発第 547 号／平成 6 年 9 月 6 日）

1 はじめに

職場における腰痛は、特定の業種のみならず多くの業種及び作業において見られる。

これらの腰痛の発生の要因には、①腰部に動的あるいは静的に過度に負担を加える動作要因、②腰部への振動、寒冷、床・階段での転倒等で見られる環境要因、③年齢、性、体格、筋力等の違い、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症等の既往症又は基礎疾患の有無及び精神的な緊張度等の個人的要因があり、これら要因が重なり合って発生する。

職場における腰痛を予防するためには、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を適切に行うことによって腰痛の発生の要因の排除又は軽減に努めるとともに、労働者の健康の保持増進対策を進めることが必要であることから、本指針は、これらの事項について具体的に示すものである。

各事業場においては、本指針に掲げられた腰痛の基本的な予防対策を踏まえ、各事業場の作業の実態に即した対策を講ずる必要がある。

なお、本指針では、腰痛の発生を減少させるため、一般的な腰痛の予防対策を示した上で、腰痛の発生が比較的多い次の 5 作業についての作業態様別の基本的な対策を別紙により示した。

- (1) 重量物取扱い作業
- (2) 重症心身障害児施設等における介護作業
- (3) 腰部に過度の負担のかかる立ち作業
- (4) 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業
- (5) 長時間の車両運転等の作業

2 作業管理

(1) 自動化、省力化

腰部に著しい負担のかかる作業を行わせる場合には、作業の全部又は一部を自動化又は機械化し、労働者の負担を軽減することが望ましいが、それが困難な場合には、適切な補助機器等を導入すること。

(2) 作業姿勢、動作

労働者に対し、次の事項に留意させること。

イ 腰部に負担のかかる中腰、ひねり、前屈、後屈ねん転等の不自然な姿勢をなるべく取らないようにすること。このため、正面を向いて作業が行えるよう作業台等の高さ、労働者と作業台等との対面角度の調節等を行うこと。また、不自然な姿勢を取らざるを得ない場合には、適宜、身体を保持する台等を使用すること。

ロ 立位、椅座位等において、同一姿勢を長時間取らないようにすること。

ハ 腰部に負担のかかる動作を行うに当たっては、姿勢を整え、かつ、急激な動作

を避けること。

ニ 持ち上げる、引く、押す等の動作は、膝を軽く曲げ、呼吸を整え、下腹部に力を入れながら行うこと。

ホ 勁部又は腰部の不意なひねりを可能な限り避け、動作時には、視線も動作に合わせて移動させること。

(3) 作業標準等

イ 作業標準の策定

腰部に過度の負担のかかる作業については、腰痛の予防のため、次の事項に留意して作業標準を策定すること。また、新しい機器、設備等を導入した場合には、その都度、作業標準を見直すこと。

(イ) 作業時間、作業量、作業方法、使用機器等を示すこと。

なお、作業時間、作業量等の設定に際しては、作業内容、取り扱う重量、自動化等の状況、補助機器の有無、作業に従事する労働者の数、性別、体力、年齢、経験等に配慮すること。

(ロ) 不自然な姿勢を要する作業や反復作業等を行う場合には、他の作業と組み合わせる等により当該作業ができるだけ連続しないようにすること。また、作業時間中にも適宜、小休止・休息が取れるようにすることが望ましい。

ロ その他

(イ) コンベヤー作業等作業速度が機械的に設定されている作業を行わせる場合には、労働者の身体的な特性と体力差を考慮して、適正な作業速度にすること。

(ロ) 夜勤、交替制勤務及び不規則勤務にあつては、作業量が昼間時における同一作業の作業量を下回るよう配慮すること。

(4) 休憩

イ 腰部に著しい負担のかかる作業を行わせる場合には、横になって安静を保てるよう十分な広さを有する休憩設備を設けるよう努めること。

ロ 休憩設備の室内温度を、筋緊張が緩和できるよう調節することが望ましい。

(5) その他

イ 腰部に著しい負担のかかる作業を行わせる場合には、腹帯等適切な補装具の使用も考慮すること。

ロ 作業時の靴は、足に適合したものを使用させること。腰部に著しい負担のかかる作業を行う場合には、ハイヒールやサンダルを使用させないこと。

3 作業環境管理

(1) 温度

屋内作業場において作業を行わせる場合には、作業場内の温度を適切に保つこと。また、低温環境下において作業を行わせる場合には、保温のための衣服を着用さ

せるとともに、適宜、暖が取れるよう暖房設備を設けることが望ましい。

(2) 照明

作業場所、通路、階段、機械類等の形状が明瞭にわかるように適切な照度を保つこと。

(3) 作業床面

作業床面はできるだけ凹凸がなく、防滑性、弾力性、耐衝撃性及び耐へこみ性に優れたものとするのが望ましい。

(4) 作業空間

動作に支障がないよう十分な広さを有する作業空間を確保すること。

(5) 設備の配置等

作業を行う設備、作業台等については、作業に伴う動作、作業姿勢等を考慮して、形状、寸法、配置等に人間工学的な配慮をすること。

4 健康管理

(1) 健康診断

重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際（再配置する場合を含む。以下同じ。）及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次のとおり医師による腰痛の健康診断を実施すること。

イ 配置前の健康診断

配置前の労働者の健康状態を把握し、その後の健康管理の基礎資料とするため、配置前の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

(イ) 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査

(ロ) 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査

(ハ) 脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査

(ニ) 神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮等の検査

(ホ) 脊柱機能検査：クラウス・ウェーバーテスト又はその変法（腹筋力、背筋力等の機能のテスト）

(ヘ) 腰椎のX線検査：原則として立位で、2方向撮影（医師が必要と認める者について行うこと。）

ロ 定期健康診断

(イ) 定期に行う腰痛の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

a 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査

b 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査

(ロ) (イ)の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目につ

いての健康診断を追加して行うこと。この場合、(イ)の健康診断に引き続いて実施することが望ましい。

- a 脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
- b 神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮等の検査（必要に応じ、心因性要素に関わる検査を加えること。）
- c 腰椎のX線検査（医師が必要と認める者について行うこと。）
- d 運動機能テスト（医師が必要と認める者について行うこと。）

ハ 事後措置

腰痛の健康診断の結果、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、作業方法等の改善、作業時間の短縮等必要な措置を講ずること。

(2) 作業前体操、腰痛予防体操

イ 作業前体操の実施

腰痛の予防を含めた健康確保の観点から、次のとおり作業前体操を実施すること。

(イ) 始業時に準備体操として行うこと。

(ロ) 就業中に新たに腰部に過度の負担のかかる作業を行う場合には、当該作業開始前に下肢関節の屈伸等を中心に行うこと。

なお、作業終了時においても、必要に応じ、緊張した筋肉をほぐし、血行を良くするための整理体操として行うこと。

ロ 腰痛予防体操の実施

重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対し、適宜、腰痛予防を目的とした腰痛予防体操を実施すること。

腰痛予防体操には、□関節可動体操、□軟部組織伸展体操、□筋再建体操の3種があり、実施に当たっては、その目的に合ったものを選択すること。

5 労働衛生教育等

(1) 労働衛生教育

重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者については、当該作業に配置する際及び必要に応じ、腰痛の予防のための労働衛生教育を実施すること。

当該教育の項目は次のとおりとし、その内容は受講者の経験、知識等を踏まえ、それぞれのレベルに合わせて行うこと。

- ①腰痛に関する知識
- ②作業環境、作業方法等の改善
- ③補装具の使用方法
- ④作業前体操、腰痛予防体操

なお、当該教育の講師としては、腰痛の予防について十分な知識と経験を有する者が適当であること。

(2) その他

腰痛を予防するためには、職場内における対策を進めるのみならず、労働者の日常生活における健康の保持増進が欠かせない。このため、産業医等の指導の下に、労働者の体力や健康状態を把握した上で、バランスのとれた食事、睡眠に対する配慮等の指導を行うことが望ましい。

別紙 作業態様別の対策

I 重量物取扱い作業

～ 略 ～

II 重症心身障害児施設等における介護作業

重症心身障害児施設等で、入所児、入所者等（以下「入所児等」という。）の介護を行わせる場合には、姿勢の固定、中腰で行う作業や重心移動等の繰り返し、重量の負荷等により、労働者に対して腰部に静的又は動的に過重な負担が持続的に、又は反復して加わることがあり、これが腰痛の大きな要因となる。このため、次の措置を講ずることにより、作業負担の軽減を図ること。

なお、肢体不自由児施設、特別養護老人ホーム等における介護に係る腰痛の予防についても、次の措置に準じ、実情に応じた対策を講ずるよう努めること。

1 作業姿勢、動作

中腰で行う作業や腰をひねった姿勢を長く保つ作業等を行わせる場合には、適宜小休止・休息をとる、他の作業と組み合わせる等により、同一姿勢を長時間続けないようにさせること。

(1) 介護の方法

介護のために入所児等を床面又はベッドからかかえた状態で作業を行わせるときの作業姿勢はI（略）によること。また、体重の重い入所児等の体位の変換、移動等は、複数の者で行わせること。

(2) 食事介助の方法

食事の介助を行う者に対しては、ベッドに横座りすることを避け、椅子に座って入所児等に正面を向くか、ベッド上でいわゆる膝まぐらの姿勢を取らせること。ただし、同一の姿勢を長く続けさせないこと。

2 作業標準

使用機器、作業方法等に応じた作業標準を策定すること。また、作業標準には、入所児等の身体等の状態別、作業の種類別の作業手順、役割分担、作業場所等についても明記すること。

3 介護者の適正配置

介護者の数は、施設の構造、勤務体制、療育内容及び入所児等の心身の状況に応じた適正なものとするよう努めること。

なお、やむを得ない理由で、一時的に繁忙な事態が生じた場合は、介護者の配置を随時変更する等により、腰部負担の大きい業務が特定の介護者に集中しないように十分配慮すること。

4 施設及び設備の構造等の改善

不適切な施設及び設備は、作業姿勢に密接に関係するので、適切な介護設備、機器等の導入を図るとともに、介護に関連した業務を行うために必要な施設、機器等についても適切なものを整備すること。

また、作業姿勢を適正化するため、実際の作業状況を検討し、次の改善を図ること。

(1) 室の構造等

入所児等の移送は、できるだけストレッチャーによって行うようにし、通路及び各部屋にはストレッチャーの移動の障害となるような段差等を設けないこと。

(2) 浴槽の構造等

イ 浴槽、洗身台、シャワー設備等の配置は、介護者の無用の移動をできるだけ少なくするようものとする。

ロ 浴槽の縁、洗身台及びシャワーの高さ等は、介護者の身長に適合するものとする。なお、これらの高さが適切でないこととなる介護者に対しては、滑りにくい踏み板等を使用させることも考慮すること。

ハ 移動式洗身台、ローラコンベヤー付き洗身台、移動浴槽、リフト等の介助機器の導入を図ること。

(3) ベッドの構造等

ベッドの高さは、入所児等の身体状況等も考慮し、介護者の身長に適合するものとする。なお、これらの高さが適切でないこととなる介護者に対しては、履物、踏み板等を使用させることも考慮すること。

(4) 付帯設備等

介護中に利用できる背もたれのある椅子や堅めのソファ等を適宜配置し、くつろいで座れるようにすること。また、介護に必要な用具等は、出し入れしやすい場

所に収納すること。

(5) 休憩

休憩設備は、労働者の数及び勤務体制を考慮し、利用に便利で、かつ、くつろげるものとするのが望ましい。

5 その他

腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用させること。

Ⅲ 腰部に過度の負担のかかる立ち作業

～ 略 ～

Ⅳ 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業

～ 略 ～

Ⅴ 長時間の車両運転等の作業

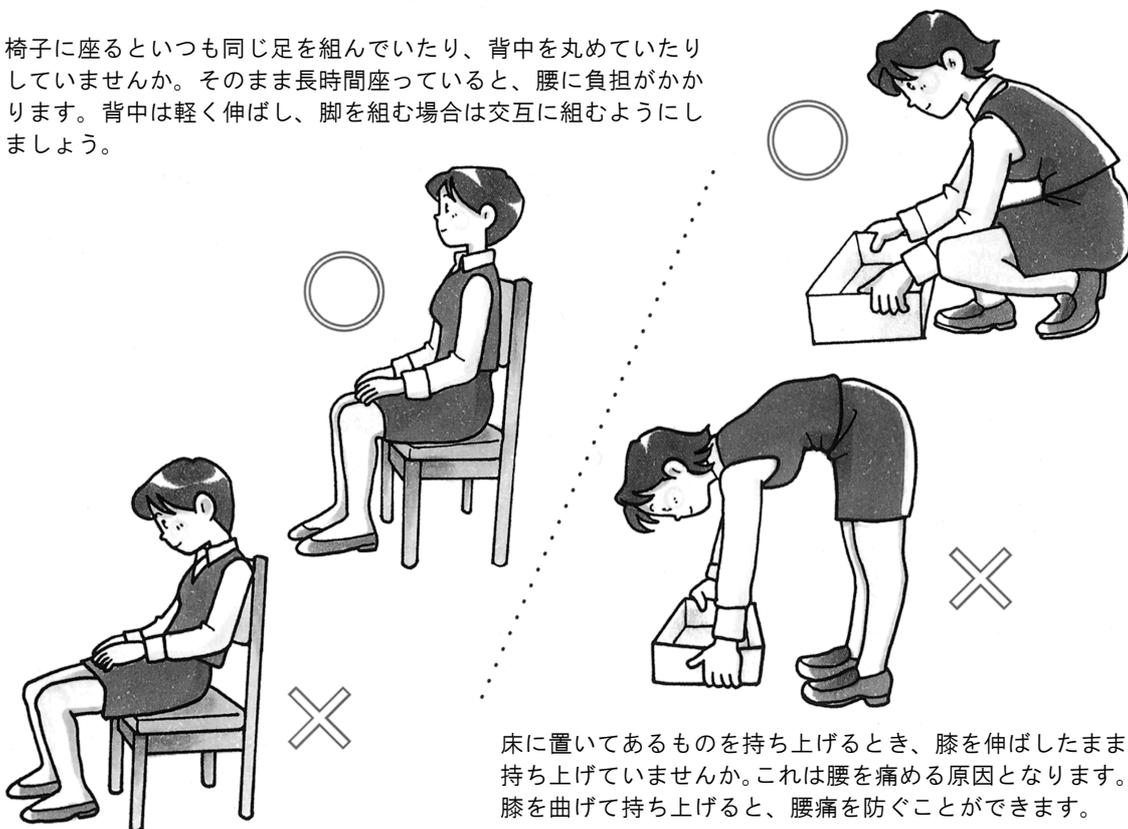
～ 略 ～

8 介護サービス業における腰痛予防体操（参考例）

腰はからだの「かなめ」です。忙しい毎日だからこそ、1日5分の体操で疲れをためずにリフレッシュ。腰が楽になってきます。

気をつけよう毎日の姿勢

椅子に座るといつも同じ足を組んでいたり、背中を丸めていたりしていませんか。そのまま長時間座っていると、腰に負担がかかります。背中を軽く伸ばし、足を組む場合は交互に組むようにしましょう。



手軽にからだをほぐす

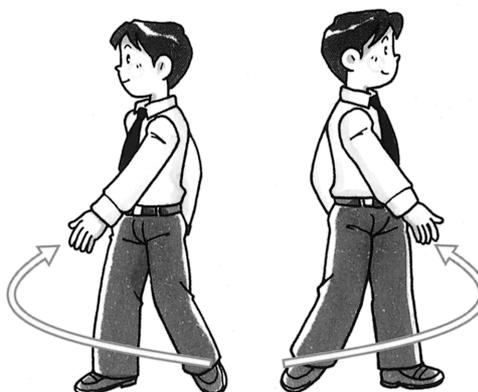


腰回し

両手を腰にあて、少し膝をゆるめてゆっくりと腰を回す。

腰ひねり

背中を楽にし、肩や腕の力をゆるめて、両腕をからだにまきつけるようにひねる



● ストレッチングでリラックス ●

ポイント

- ①はすみをつけずにゆっくり伸ばす。(10~30秒)
- ②痛みを感じるころまでは伸ばさない。
- ③呼吸を止めずに、自然呼吸で行う。
- ④伸ばしているところに意識を向ける。



上半身

両手を組んで上に伸ばしながら胸を張る。

背中

首・肩・背中力を抜いて、からだを前に倒す。



わき腹

片手を上げ、肘をゆるめ横に倒す。



ふとももの前

片手で壁などにつかまり、もう一方の手は足の甲を持ち、かかとをお尻につけるようにする。

腰

背中を伸ばしたまま、からだを後ろにひねり、背もたれをつかむ



脚の後ろ

浅く椅子に座り、片足の膝を伸ばし手で軽く押さえながら、からだを前に倒す。

9 作業手順書作成要領及び事例

1 作業手順書の必要性

(1) 安全な作業方法を決める

- ① 「ムリ」「ムダ」「ムラ」の3ムを追求し、安全の確保と効率的な作業を行う。
- ② 介護の作業環境、福祉用具に合った適切な作業方法をきめる。
- ③ 雇い入れ時並びに配置変更者の教育資料として活用する。

(2) 現状レベルの基礎資料となる。

- ① 雇い入れ時の教育資料
- ② 介護作業改善の基礎資料

2 作業構成

分類	内容	例示
大分類	一つのまとまった作業をいう。一般的には、工程という単位である。	・排せつ介助
中分類	工程は、幾つかの作業で構成されている。 その個々の作業の単位をいう。	・ベッドからポータブルトイレへの移乗 ・ポータブルトイレでの介助
小分類	構成されている作業の個々をいう。	・ポータブルトイレの点検

3 作業の形態

作業の形態		定義
定常作業		日常の作業の中で、繰り返して行われている作業。 (作業頻度は、10日に1回程度以上を目処とする。)
非定常作業	点検作業	日常作業の中で、繰り返して行う作業頻度が低く作業毎に方法が異なる。例えば、福祉用具の点検作業やあらかじめ計画された時限的な介助作業をいう。
	緊急突発作業	突発的に発生する異常事態で、直ちに対処しなければならない作業。例えば、要介護者が介護中に、体調が急変した場合等が該当する。

4 作業手順書の様式

(1) 作業手順書 事例 1

(2) 作業指示書 事例 2

- ・作業の一部について手順を示したもの

5 作業手順書の作成要領

(1) 分類番号及び作業構成

① 作業構成に応じて下記のような方法で分類する。いずれにしても、使いやすいことが前提条件となる。

② 例えば A-1-1 は

大分類		中分類		小分類	
A	外出介助作業	1	杖と補装具利用者の介助作業	1	杖利用者の介助作業
				2	補装具利用者の介助作業
		2	車いす利用者の介助作業	1	自操用車いす利用者の介助作業
				2	介助用車いす利用者の介助作業
				3	姿勢変換機能付き車いす介助作業
		B	排せつ介助作業	1	ポータブルトイレ介助作業
2	ポータブルトイレ点検作業				
2	オムツ交換作業			1	寝たままの利用者の場合
				2	紙パンツ利用者への支援
C	食事介助作業				

(2) 基本事項

① 人員配置

- ・直接作業者の人員を記入する。
- ・間接人員は不要。(保全、監督者等)

② 福祉用具

- ・作業に必要な用具その能力

③ 免許・資格

- ・作業を行うために必要な免許・資格

④ 保護具

- ・作業を行うために必要な安全・衛生保護具を記入する。(保護手袋、腰ベルト等)

⑤ 作業の範囲

- ・作業手順に定めた作業の範囲

(3) 過去の事故・災害（教訓を生かす）

- ① 過去3年間の事故及び災害。
- ② 安全の急所との関連性を持たせる。

(4) 作業手順

- ① 作業を行う上で最も作業がしやすく、安全な作業手順を決める。
- ② 作業分析で、問題がある手順については改善したものを作業手順とする。問題がある手順を正しいと判断し、標準を決めることは、改悪につながることになる。

(5) 介護作業のポイント

- ① 介護作業は、利用者の安全確保と介護労働者の安全確保が大事である。
- ② 介護作業は、双方の安全確保と利用者の要求事項に対する満足度及び介護作業の計画時間が達成されることが求められる。作業手順書においても三位一体の考えの基に作成する必要がある。

(6) 安全の急所

- ① 作業の手順が「成否、安全、やりやすく」であるかを基本にチェックする。
- ② 作業手順毎に、「KYの活用」「ヒヤリ・ハット報告」等を反映する。
- ③ 危険個所に対しては、改善を行う。（福祉用具、手順書、教育等）

(7) 確認

- ① 作業手順書を作成したら、該当作業者に教育をする必要がある。それは、手順書の徹底を図るためであり、意識を高めさせるためでもある。
- ② 教育を受けたらサインをさせることが大事である。「教育を受けていない」「休んでいた」等の逃げを防ぐ意味からも意義がある。

6 作業手順書の作成

(1) ステップ

- ① 作業構成の認識 一作業を観察し作業構成をまとめる
- ② 作業分解 一作業を分解し、大分類、中分類、小分類にし対象工程の作業を明確にする。
- ③ 原案の作成 一ポイント「成否」「安全」「やりやすく」
一意見の聴取（他の介護労働者）
- ④ 決定 一決済ルール
- ⑤ 実施 一教育の実施、訓練の実施
- ⑥ 維持 一方法、福祉用具等が変更になったときの対応

(2) 作業手順決定

① 「3ム」に着眼

- ・ムダな動作をしていないか
- ・ムリな動作をしていないか
- ・ムラのある作業をしていないか
- ・作業の順番はよいか
- ・手順を省けないか

② 改善事項の決定

(3) 作業手順の表現

- ① 作業には、急所になるような表現をしない。

安全作業手順 (1)

作成日 05.6.25

作業名 ポータブルトイレ介助

承認	審議	作成
〇〇	〇〇	〇〇

作業構成	大分類	排泄介助	人員配置	1名
	中分類	ポータブルトイレ介助	福祉用具	・ポータブルトイレ
	小分類	—	資格・免許	・ホームヘルパー2級 ・乗用車運転免許
	作業範囲	ポータブルトイレの準備、排せつの介助、移動、後始末までの作業とする。	保護具	・腰ベルト（必要に応じて） ・保護手袋（排泄後）

過去の事故・災害 03.11.10 介助中にポータブルトイレに躓き、ベッドと接触し転倒、右腕を骨折する

No.	作業手順	急所	備考
	(排せつ準備)		
1	・自分の手を洗う	・声、顔色などの確認	・Pトイレの扱い方の知識
2	・利用者の体調把握と動作を確認		・麻痺がある場合は健側に置く
3	・Pトイレを点検し位置確認	・移動しやすい位置に動かす	・感染予防の知識
4	・ベッドの高さを合わせ、柵をはずす	・高さは利用者の下腿部に合わせる	・適切な室温確保
5	・布団を除去する		・Pトイレの背もたれ、座面の割れの有無確認
6	・利用者をベッド上で端座位にする	・利用者のかかどが床についているかを確認	・転倒に十分に注意
7	・ベッドからトイレへ移乗する	・移動範囲に障害物を置かない	・安楽な姿勢
8	・Pトイレの手すり、移動バー等に捕まってもらい立位を保持する	・冷たい手で触れない	・立ち上がりの際、捕まるところが無い場合は肩でも可
9	・Pトイレに座り、安定した姿勢にする	・浅く座らない	・転倒に十分に注意
10	(排せつ)		・利用者への羞恥心に配慮する(ひざ掛けやバスタオル等を掛ける)
11	・排せつ中、利用者を目立たない所で見守り、排せつの確認をする	・保護手袋の着用	
12	・排泄が終了したかを確認する	・皮膚状態の確認(発赤、湿疹等ないか)	
13	・排せつ後の清拭と同時に皮膚の状態や陰部、臀部に異常の有無を確認する	・着衣及び脱衣の仕方	・オムツの処理方法
14	・本人が出来る場合はトイレトペーパーで拭いてもらう(出来る場合は、利用者の手洗い・手拭等の手順を記入)	・安全な移動	・部屋の換気を行う
15	・本人が出来ない場合は陰部洗浄をする。仙骨部から臀部にかけて洗浄し、お湯で流しながら汚れを落とす	・「保護手袋」を着用	・羞恥心に配慮する
16	・下用タオルで陰部・臀部を拭き、乾拭き用タオルで拭く	・排せつ物から体調の異常を識別する	・褥瘡予防の為に清潔にする
17	・Pトイレの手すり、移動バー等に捕まってもらい立位を保持する(着衣)	・(リハパンの場合は接している部分は洗浄)	・利用者の状態に合わせて行う
18	・Pトイレからベッドに移動しベッド上で端座位の介助をする	・お湯やタオルの温度を確認する	・転倒に十分に注意
19	・ベッド上に横になってもらい、きちんと着衣されているかを確認	・水分をとる	
20	・排せつ物を観察し、その処理を行う	・「保護手袋」をはずす	
21	・ポータブルバケツを洗う	・安定した姿勢にする	
22	・介助者の手洗い		
22	・利用者の手を拭く(消毒する)		
改定年月日	① 05.7.1 制定	〇〇	
	②		

安全作業手順 (2)

分類番号	B-1-1	作業指示書		承認	審議	作成
職種	排せつ介助	名称	ポータブルトイレ介助	○ ○	○ ○	○ ○
<p>1 目的 介助者が要介護者(利用者)をポータブルトイレで介助を行うにあたり、作業手順を定め、未然に労働災害を防止し、快適な介助を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施事項</p> <p>(1) 排せつ準備</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 利用者に声をかけ体調を確認する</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 手を洗い介助の準備をする。冷たい手で接しないこと</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 利用者をベッドからポータブルトイレに移動し、便座に座らせる (転倒を防止する為に位置や高さの確認をする)</p> <p>(2) 排せつ</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 排せつ中、利用者を見守る</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 羞恥心の配慮</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 排せつの確認をする</p> <p>(3) 始末</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 排せつ後の清拭、陰部・臀部・皮膚の状態の確認</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 着衣時に皮膚の状態を確認する</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ トイレからベッドに移動し、ベッドに臥位をとらせる</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 転落しない安全な姿勢を確認する</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 排せつ物の処理</p> <p style="margin-left: 20px;">カ ポータブルバケツを洗う</p> <p>3 安全等に関する注意事項</p> <p>(1) ベッドの高さや移動する際に障害物が無いかを確認し、支障がある場合は修正すること</p> <p>(2) ポータブルトイレを点検し、異常の有無を確認する。介助に支障があると思われる箇所については、直ちに修正すること</p> <p>(3) ベッドからポータブルトイレ・ポータブルトイレからベッドに移動するときは、安定した姿勢を確認しながら移動介助を行う</p> <p>(4) 排せつ後の清拭及びポータブルトイレのバケツを洗うときは、手袋を着用すること</p> <p>(5) ベッドからポータブルトイレに移乗するときは、必要に応じて腰ベルトを使用すること</p> <p>4 介護時の配慮事項</p> <p>(1) 適切な室温の確保</p> <p>(2) 着脱衣時や排せつ時の羞恥心に対する配慮</p> <p>(3) 皮膚状態の確認</p> <p>(4) 転倒防止の確認</p>						
制定・改定月日		改 定 理 由			確認	
①						
②						
③						

労働災害管理規程

構 成

- 1 総則
- 2 労働災害発生時の対応基準
 - (1) 労働災害
 - (2) 交通災害
- 3 教育訓練の実施
- 4 規程の疑義
- 5 適用期日

制定日 2005. 4. 1

(株) チュウサイボウ

社 長	審 議	担 当

1 総則

(1) 目的

この規程は、緊急事態として想定される火災、地震、労働災害、交通災害及び在宅介護サービス中の事故等のうち、労働災害及び交通災害の対応について定める。

(2) 適用範囲

この規程は、当社における防災の管理体制と災害発生時の対応体制について適用する。

2 労働災害発生時の対応

(1) 労働災害

①報告

ア 事故・災害が発生したときは、その時点で、事業場責任者（所長。以下所長という。）に口頭又は電話等により報告する。

イ 被災者は、報告後、所定の帳票に必要事項を記入し、管理者に提出する。

ウ 管理者は、被災者から概況を確認し、詳細について災害報告書を作成し、所長に提出する。

②措置

ア 被災者は、直ちに、適切な交通手段により、病院へ直行し診断をうける。なお、身動きできない場合は、第三者の協力を得て、病院へ手配してもらう。

イ 診断結果については、直ちに、所長へ報告する。

ウ 管理者は、被災程度に応じて、直ちに現場を確認する。

③対策

ア 所長は、安全衛生会議を主催し対策の検討を行う。

イ 管理者は、災害報告書をもとに説明する。

ウ 対策案の実行決定は、所長が権限を有する。

(2) 交通災害発生時の対応

①報告

ア 事故・災害が発生したときは、その時点で、事業場責任者（所長。以下所長という。）に口頭又は電話等により報告する。

イ 被災者・加害者は、報告後、所定の帳票に必要事項を記入し、管理者に提出する。

ウ 管理者は、被災者から概況を確認し、詳細について災害報告書を作成し、所長に提出する。

②措置

ア 被災者の救助

- (ア) 災害発生時は、負傷者の救助を第一義に行動する。
- (イ) 同時に、現場警察署へ通報する。
- (ウ) 次いで、事故であることの表示や第三者の協力を得て二次災害の防止措置を実施する。

イ 現場状況の確認

- (ア) 事故処理を円滑にするため、次の事項を調査する。
 - ・直前の運行速度
 - ・ブレーキをかけた位置
 - ・停車位置等

③対策

- ア 防災管理者は、安全衛生会議を主催し対策の検討を行う。
- イ 被災者・加害者は、災害報告書をもとに説明する。
- ウ 対策案については、事故の概要とともに全員へPRする。

3 教育訓練の実施

(1) 教育の実施

- ア 労働者を雇い入時に実施する。
- イ 年1回定期に実施する。

(2) 記録

- ア 教育及び訓練を実施したときは、記録を残すこと。

4 規程の疑義

本規程の運用にあたり疑義が生じた場合は、安全衛生会議に諮り所長が決定する。

5 適用期日

本規程は、2005年5月1日より適用する。

労働災害報告書

災害発生状況	発生日時		被災者状況	氏名		
	発生時刻			所属		
	発生職種			生年月日	() 歳	
	災害分類			入社月日		
	災害型			経験年数		
	作業形態			担当職種		
第1発見者			交通手段			
目撃者			体重			
要介護状態区分			雇用形態			
責任者意見			災害発生時の作業概況			
	不安全行動		不安全状態	管理面の欠陥		
災害分析						
対策内容				担当	納期	完了
事業者	意見欄			所長	管理者	作成者
				/	/	/

労働者死傷病報告

1 1 労働者死傷病報告

平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

事業の種類	事業場の名称 (建設業にあつては工事名を併記のこと)				事業場の所在地	電話	労働者数
	性別	年齢	職種	発生日日			
被災労働者の氏名	男・女	歳		月 日			日
	男・女	歳		月 日			日
	男・女	歳		月 日			日
	男・女	歳		月 日			日
	男・女	歳		月 日			日
	男・女	歳		月 日			日
	男・女	歳		月 日			日
	男・女	歳		月 日			日
報告書作成者職氏名							

事業者

平成 年 月 日

印

氏名

〇〇労働基準監督署長 殿

備考 1 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、それぞれ所轄労働基準監督署に提出すること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

IV 安全衛生チェックリストについて

1 安全衛生チェックリストの使い方について

(1) 狙い

安全衛生の確保を図るためには、事業者自らが安全衛生活動の実態を把握し、現状を認識する必要があります。これが、安全衛生管理体制の向上と改善への取り組みの第1歩となります。安全衛生チェックリストを活用し、その切り口としてください。

(2) チェックリストの構成

①介護作業の安全衛生に関すること

ア 共通的事項 6問

イ 介護作業に関すること 14問

ウ 非定常作業 2問

エ 緊急事態の対応 8問

②健康管理等に関すること 7問

③教育に関すること 6問

④安全衛生管理体制に関すること 7問

(合 計) 50問

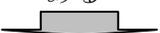
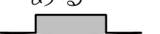
(3) チェックの仕方

チェックにあたっては、5W1Hを活用するようにして下さい。

項 目	内 容
いつ (w h e n)	1 説明を受けてすぐに (現状の把握) 2 アクションを取った後に (効果の確認) 3 全国的行事等に絡めて (維持の確認)
どこで (w h e r e)	1 事務所内で 2 介護現場で
だれが (w h o)	1 事業者が 2 管理者やサービス提供責任者が同時に
なにを (w h a t)	1 チェックシートの項目
どのように (h o w)	1 現場観察 2 聞き込み 3 帳票、記録等のチェック

(4) 項目別チェック

チェックにあたっては、質問項目に対して、「はい」「そうですか」で終わることなく、段階的に掘り下げていくことが大事です。下記事例を参考にして、より掘り下げた質問内容を想定しチェックを行ってください。

事例	項番	チェック項目	確認事項
1	I A (2)	安全衛生保護具の使用基準を定めていますか	<p style="text-align: center;">定めている </p> <p>1 使用基準をどのような方法で定めていますか</p> <p>2 内容はどのようなものですか</p> <p>3 保護具の交換・廃棄基準、保管方法等どのように決めていますか</p>
2	I B (1 3)	入浴介助作業ではすべり防止の配慮をしていますか	<p style="text-align: center;">ある </p> <p>1 転倒したことがありますか</p> <p>2 どのような状況でしたか</p> <p>3 転倒防止のために心がけていることはどのようなことですか</p> <p>4 どのような問題がありますか</p>
3	I C (2)	介護労働者に福祉用具の補修等をさせることがありますか	<p style="text-align: center;">ある </p> <p>1 補修方法の教育をしていますか</p> <p>2 福祉用具の知識や取り扱い方法を教育していますか</p> <p>3 補修等の範囲を定めていますか</p> <p>4 補修等作業で「ケガ」をしたことがありますか</p>
4	I D (1)	緊急時の連絡体制に関するマニュアルを作成していますか	<p style="text-align: center;">作成している </p> <p>1 緊急時を想定しているのはどのようなものですか</p> <p>2 マニュアルを定期的に教育していますか</p> <p>3 それに基づいた訓練を行っていますか</p> <p>4 その記録を保存していますか</p> <p>5 何年間保存するのですか</p>

事例	項番	チェック項目	確認事項
5	Ⅱ (1)	雇入れ時、介護労働者に安全衛生教育を実施していますか	<p style="text-align: center;">実施している</p>  <ol style="list-style-type: none"> 1 雇入れ時にタイミングよく実施していますか 2 教育用のマニュアルはありますか 3 教育後にサインを貰っていますか 4 教育後のフォローを行っていますか
6	Ⅲ (4)	腰痛予防等の教育を行っていますか	<p style="text-align: center;">実施している</p>  <ol style="list-style-type: none"> 1 計画的に実施していますか 2 どのような方法ですか 3 記録をとっていますか
7	Ⅳ (4)	安全衛生に関する会議を設け活動を展開していますか	<p style="text-align: center;">開催している</p>  <ol style="list-style-type: none"> 1 定期的を開催していますか 2 月の開催頻度はどのぐらいですか 3 議事録は残していますか 4 従業員に周知していますか

(5) 運用

チェック項目は、モデルとして設定してありますが、まずは、この項目でチェックして下さい。その後、事務所に合ったものに変更し実施することにより、より実態に合ったチェックリストになります。

また、対策を含め定着したと判断されたチェック項目については、新たなチェック項目を模索し入れ替えて実施するようにしてください。

安全衛生チェックリスト

在宅介護サービス業用

安全で健康な職場づくりのためには、まず、職場の安全衛生に関する状況について、把握することが大事です。このチェックリストは、在宅介護サービス業で働く方々の安全衛生の確保を推進するための、安全衛生管理上の基本的事項について代表例を掲げたものです。安全衛生管理体制や、健康管理、介護作業の安全衛生に関すること等の基本的な事項に問題がないか、早速点検してみてください。

点検の結果、実施されていない事項があれば、改善を行い、安全で働きやすい職場づくりに努めましょう。問題があった事項をいち早く改善することが労働災害防止の決め手となります。

なお、「在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程及び解説」には、これら以外にも、安全衛生管理上取り組むべき項目が、よりきめ細かく掲げられていますので、安全で健康な職場づくりの指針として活用してください。



だれが点検
するのか

- この点検は、事業者または管理責任者が行って下さい。

いつ、点検
するのか

- 職場の安全衛生管理の現状を把握するために、今すぐに点検してみてください。そして、問題点を改善した後、もう一度点検して、改善の効果を確認しましょう。
- また、良好な状態を維持していくためには、定期的に点検を行うことが大切です。
- 全国安全週間（7月1日～7日）、全国労働衛生週間（10月1日～7日）、年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）など、機会をとらえ点検して下さい。

どのように
点検
するのか

- 点検表の該当する項目を一つ一つチェックして下さい。チェックに際しては、点検者自らが現状を把握するか、職場の責任者とおして確認して下さい。

改善に結び
つけよう

- 「はい」にチェックした項目については、さらに充実に努めるとともに、「一部実施」「いいえ」にチェックした項目については、早速、改善して下さい。
- 改善に当たっては、モデル安全衛生規程及び解説に基づき、総合的、計画的に取り組む、改善の効果を確認しながら進めることが大切です。



チェック項目

「はい」「一部実施」「いいえ」の□に✓印を付けて下さい

I 介護作業の安全衛生に関すること

「はい」は □項目 × 2 点 = □点	「一部実施」は □項目 × 1 点 = □点	「いいえ」は □項目 = □点
-------------------------------	---------------------------------	-----------------------

A 共通の事項

- (1) 事業所の整理・整頓・清掃・清潔・躰（5S）を励行していますか……………□はい □いいえ
- (2) 安全衛生保護具の使用基準を定めていますか……………□はい □一部実施 □いいえ
- (3) 介護作業に利用する乗用車等について管理基準を設けていますか……………□はい □いいえ
- (4) 介護等に使用する乗用車等（事業所、労働者の個人所有含め）を
運転する場合は、事前に車両の使用届を出していますか……………□はい □いいえ
- (5) 介護作業時に発生したヒヤリ・ハットを吸い上げていますか……………□はい □いいえ
- (6) 重要な作業や注意が必要な作業には、作業手順書を作成していますか……………□はい □一部実施 □いいえ

B 介護作業

- (1) 仕事の前後に「手洗い」「うがい」を励行していますか……………□はい □いいえ
- (2) 排せつ介助等作業では、保護手袋を使用していますか……………□はい □いいえ
- (3) 介護に当たっては、各種の福祉用具を適切に使用していますか……………□はい □いいえ
- (4) 移乗・移動作業では、利用者の残存能力を把握していますか……………□はい □いいえ
- (5) 福祉用具使用に当たっては、介助作業開始前に用具の点検をしていますか……………□はい □いいえ
- (6) 包丁を取り扱うときは、切れ具合、チョイ置場、保管場所等に配慮していますか……………□はい □いいえ
- (7) 利用者宅のガス器具等の取り扱い時に換気と火気管理を行っていますか……………□はい □いいえ
- (8) 利用者宅の住環境を把握し、利用者を安全に移動するための方法を決めていますか……………□はい □いいえ
- (9) 洗濯物を取り扱うときは、足場や物の落下の有無等の確認をしていますか……………□はい □いいえ
- (10) 床の材質、保護剤、段差等を確認し掃除作業を行っていますか……………□はい □いいえ
- (11) 塩素系や酸性洗剤の併用は避け、使用時には換気を行っていますか……………□はい □いいえ
- (12) 入浴介助作業では、滑り防止の配慮をしていますか……………□はい □いいえ
- (13) おむつ交換や体位交換時は、ベッドの高さを変える等姿勢の安定化に努めていますか
……………□はい □いいえ
- (14) 外出介助では、事前に所要時間、交通手段、道路状況等を確認し、
安全の確保に努めていますか……………□はい □いいえ

C 非正常作業

- (1) 重量物を持つときの姿勢について教育をしていますか……………□はい □いいえ
- (2) 介護労働者に福祉用具の補修等をさせる場合は、その基準を設けていますか……………□はい □いいえ

D 緊急事態の対応

- (1) 緊急時の連絡体制に関するマニュアルを作成していますか
ア 利用者の病状急変が生じたとき……………□はい □いいえ

- イ 利用者宅においての火災発生時……………はい いいえ
- ウ 事業所においての火災発生時……………はい いいえ
- エ 利用者宅においての地震発生時……………はい いいえ
- オ 事業所においての地震発生時……………はい いいえ
- カ 交通事故発生時……………はい いいえ
- キ 労働災害発生時……………はい いいえ
- (2) マニュアルに基づき定期的に教育をしていますか……………はい いいえ

II 健康管理等に関すること

「はい」は 項目 × 2 点 = 点

- (1) 雇入れ時健康診断を実施していますか……………はい いいえ
- (2) 1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施していますか……………はい いいえ
- (3) 定期健康診断結果を労働者に通知していますか……………はい いいえ
- (4) 介護労働者が仕事上の悩み等の相談ができるしくみがありますか……………はい いいえ
- (5) 事業所には、救急用具等を備えていますか……………はい いいえ
- (6) 利用者が感染症の場合、介護労働者に知らせていますか……………はい いいえ
- (7) 介護作業前に腰痛予防のためのストレッチや腰痛予防体操を実施していますか……………はい いいえ

III 教育に関すること

「はい」は 項目 × 2 点 = 点

- (1) 雇入れ時、介護労働者に安全衛生教育を行っていますか……………はい いいえ
- (2) 作業内容変更時、介護労働者に安全衛生教育を実施していますか……………はい いいえ
- (3) 教育担当者を定めていますか……………はい いいえ
- (4) 介護労働者に対し福祉用具の使い方や介護技術等の指導を行っていますか……………はい いいえ
- (5) 腰痛予防や感染症防止等の教育を行っていますか……………はい いいえ
- (6) 事故や災害を想定した教育訓練を年1回以上実施していますか……………はい いいえ

IV 安全衛生管理体制に関すること

「はい」は 項目 × 2 点 = 点

- (1) 安全衛生方針を作成し、周知していますか……………はい いいえ
- (2) 安全衛生管理計画を定めていますか……………はい いいえ
- (3) 衛生管理者、あるいは衛生推進者等もしくは安全衛生スタッフを選任していますか……………はい いいえ
- (4) (3) で選任した安全衛生スタッフ等の職務を定めていますか……………はい いいえ
- (5) 安全衛生に関する会議を設け活動を展開していますか……………はい いいえ
- (6) 安全衛生会議等では、交通安全についても議題にしていますか……………はい いいえ
- (7) 産業医あるいは産業医に準じる医師の活用をしていますか……………はい いいえ

評価の方法について

- 1 チェック内容に基づき、「はい」、「一部実施」、「いいえ」の□欄に✓印を付けてください。
- 2 項目毎に「はい」、「一部実施」、「いいえ」の✓印の数を確認し、評価欄（上段）に記入します。
- 3 「はい」を2点、「一部実施」を1点、「いいえ」を0点で計算し、評価欄（下段）に点数を記入します。
- 4 評価欄の右下の合計点数を計算するとともに、下の点数記入欄を埋めてください。
次回チェックする際には、より高い点数になるよう改善を図りましょう。

										合計点数							
I	<input type="text"/>	点	+	II	<input type="text"/>	点	+	III	<input type="text"/>	点	+	IV	<input type="text"/>	点	=	<input type="text"/>	点 / 100点

※このチェックリストの利用方法等につきましては、次の機関にお問い合わせください。

- ・有限責任中間法人 日本在宅介護協会 03(3351)2885
- ・中央労働災害防止協会 技術支援部 03(3452)6366

（平成16年度「成長産業における安全衛生活動基盤整備事業」（厚生労働省委託事業）
介護サービス業における安全衛生活動基盤整備委員会作成）

MEMO

MEMO

MEMO